

第 1 章 大分市の福祉

- 1 高 齡 者 福 祉
- 2 介 護 保 険
- 3 障 が い 者 福 祉
- 4 子 ども ・ 子 育 て 支 援
- 5 ひ と り 親 家 庭 支 援
- 6 生 活 保 護
- 7 人 権 ・ 同 和 行 政
- 8 そ の 他 の 福 祉
- 9 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員
- 10 社 会 福 祉 法 人
大 分 市 社 会 福 祉 協 議 会

1 高齢者福祉

(1) 敬老・生きがい対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容																		
市	長寿応援バス事業	R元. 10. 1	市内の路線バスを利用する際、市が発行する「長寿応援バス乗車証」をバス乗務員に提示することで、1乗車一律150円で乗車することができる。																		
	在宅高齢者住宅改造費助成事業	H 6.10. 1	介護保険の認定を受けていない高齢者とその同居者が、手すりの取り付けや床の段差解消などの小規模な工事を行う場合、工事費20万円を限度にその9割を助成する。 ※生活保護世帯については10割を助成する。																		
国・市	老人クラブに対する補助事業	S 38. 8. 1	国、市よりの補助金 ・ 1クラブ年額 50,000円～68,000円 ・ 市連合会に240,000円と会員1人につき60円 他 市単独の補助金 ・ 市連合会に運営費 150,000円 600円×クラブ数×12月、500円×小規模老人クラブ数×12月 ・ 小規模老人クラブに年額 34,000円																		
国・市	地域多世代ふれあい交流事業	H29. 6. 6	高齢者が地域の子ども及びその親、学生等との間で多世代交流を実施することにより、地域コミュニティの活性化を図るため、老人クラブ等が行う交流事業に補助する。																		
市	長寿祝金等支給	H16. 4. 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢の区分</th> <th>祝金等</th> <th>基準日</th> <th>支給する期間</th> <th>支給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90歳</td> <td>20,000円</td> <td rowspan="2">誕生日</td> <td>誕生日の属する月の翌月</td> <td rowspan="2">銀行口座振込等</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>100,000円</td> <td>誕生日</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td>祝品</td> <td>9月1日</td> <td>9月</td> <td>訪問支給等</td> </tr> </tbody> </table>	年齢の区分	祝金等	基準日	支給する期間	支給方法	90歳	20,000円	誕生日	誕生日の属する月の翌月	銀行口座振込等	100歳	100,000円	誕生日	101歳以上	祝品	9月1日	9月	訪問支給等
年齢の区分	祝金等	基準日	支給する期間	支給方法																	
90歳	20,000円	誕生日	誕生日の属する月の翌月	銀行口座振込等																	
100歳	100,000円		誕生日																		
101歳以上	祝品	9月1日	9月	訪問支給等																	
市	高齢者生きがい対策事業	S54. 7. 12	校（地）区社協が中心になって行う地域性を生かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助金を交付する。																		
国・県・市	地域ふれあいサロン	H18. 4. 1	地域の公民館や集会所において、高齢者が集い交流し、仲間づくり、介護予防を目的とし、地域のボランティアなどの協力を得ながら運営している。 主な活動内容は、レクリエーション、体操、茶話会、季節の行事など。																		
市	生きがい対応デイサービス	H12. 4. 1	日常生活は自立しているが、高齢により身体的に虚弱で家に閉じこもりがちの高齢者にデイサービスセンター等で過ごしていただき、要支援・要介護状態にならないよう予防するとともに、高齢者の交流の場として生きがいのある生活を送ってもらう。																		
	はり・きゅう等施術料助成	H20. 4. 1	市の指定する施術所ではり・きゅう並びにあん摩・マッサージ及び指圧の施術を受ける際に、市が発行する「利用者証」と「助成金交付申請書」を使用すると施術料の一部が助成される。 ・ 1回につき1,100円（年度内30回まで）																		

条 件			対 象 者 数	申 請	2 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
・66歳以上 ・運転免許を保有していない 65歳		市内居住1ヶ月以上	129,177人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	千円 329,000				単独
65歳以上	世帯全員の所得税が非課税	新築、増改築は不可	82人 (R元年度実績)	地域包括支援センター	12,000				単独
おおむね60歳以上		1クラブ30人以上、ただし小規模老人クラブは20人以上30人未満	310クラブ (R2.4現在)	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	27,332	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$	ただし小規模老人クラブは単独
おおむね60歳以上		老人クラブ及び老人クラブ会員を含む非営利団体	4団体 (R元年度実績)	長寿福祉課	4,000	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$	
満90歳 100歳 101歳以上		市内居住3ヶ月以上 市内居住者	1,803人 100歳 115人 101歳以上 209人 (R元年度実績)	—	56,200				単独
			45校(地)区	市社協を通じて長寿福祉課	1,125				単独
おおむね60歳以上			11,746人 (R元年度実績)	大分市社会福祉協議会	30,839	25 (%)	12.5 (%)	12.5 (%)	(介護保険料金等) 50%
65歳以上		利用料180円＋食材費・諸経費・入浴料(各施設ごとに設定)利用回数 月2回まで	311人 (R元年度実績)	地域包括支援センター	12,277				単独 単独
65歳以上			5,633人 (R元年度実績)	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	61,000				単独 単独

実施区分	区分		実施年月日	事業内容
	施策			
市	敬老行事補助金		S46. 10. 1	校区単位で実施した敬老行事に対し、70歳以上の高齢者の参加者数に540円を乗じた額を上限に補助金を交付する。

(2) 後期高齢者医療対策

実施区分	区分		実施年月日	事業内容
	施策			
市・県連合	後期高齢者医療制度		H20. 4. 1	75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人の医療費を、公費（5割）、支援金（4割）、保険料（1割）で負担する。

- ・75歳以上の人
- ・一定の障がいがあり認定を受けた65歳～74歳の人

所得の段階によって、医療費の自己負担の割合が変わります。

現役並み所得者	
同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、次に該当する人は申請により「一般」の区分と同様になり1割負担となります。	
・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人のときは383万円未満のとき。	
・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合で収入額383万円以上であっても、同一世帯の70歳から74歳までの人を含めた収入額が520万円未満のとき。	
病院等での窓口負担 3割	

一	
現役並み所得者、低所得者Ⅰ、Ⅱ	
病院等での窓	

≪自己負担限度額（月額）≫（平成30年8月～）

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）
		外来+入院（世帯）
現役並み所得者Ⅲ	市民税課税所得690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% <140,100円>
現役並み所得者Ⅱ	市民税課税所得380万円以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% <93,000円>
現役並み所得者Ⅰ	市民税課税所得145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% <44,400円>

一カ月の自己	
外来（個人ごと）	
18,000円 （8月～翌年7月の年間の上限額は、144,000円）	

<>内は、過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額です。（多数該当）

・現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの人は「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

一ヵ月（同じ月内）の医療費が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

・高額療養費の申請は一度して頂ければ、その後は該当月ごとに自動的に支給されます。

- 計算の仕方
- ①限度額は、「外来」（個人ごとがある場合）を適用後に「外来+入院」（世帯ごと）を適用します。
 - ②同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算します。
 - ③入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。

条 件			対 象 者 数	申 請	2 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
70歳以上		市 内 居 住 者	63,118人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円 34,084			単 独	単 独

条 件		対 象 者 数	申 請	2 年 度 予 算	負 担 率		
年 齢	一 部 負 担 金				国	県	市
		60,278人	国保年金課 または各支所 連 絡 所	千円 5,686,000	33%	支 援 金 40% 保 険 料 10%	8 % 8 %

般
以外の人
口負担 1割

低所得者（市民税非課税世帯の人）	
II	I
世帯員全員が市民税非課税世帯の人（I以外の人）	世帯員全員が市民税非課税で、かつ世帯収入から必要経費・控除額を差し引いた「所得」が0円となる人。（年金の所得は控除額を80万円として計算）
病院等での窓口負担 1割	

負担限度額 （外来+入院）（世帯ごと）
57,600円
※過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額は、44,400円

一ヵ月の自己負担限度額 （外来+入院）（世帯ごと）	
外来（個人ごと）	II の人
8,000円	24,600円
	I の人
※低所得者区分の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。	

◆ 自己負担限度額（年額）
（毎年8月から翌年7月までの間が対象）

所 得 区 分	限 度 額
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	212万
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	141万
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	67万
一 般	56万
低所得Ⅱ	31万
低所得Ⅰ	19万*

*介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

〈高額介護合算療養費〉
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、後期高齢者医療と介護保険の両方の自己負担を合算し、右表の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。
支給が見込まれる人には、文書で通知します。

(3) 生活支援対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	生活支援ショートステイ事業	H12. 4. 1	介護保険対象外の高齢者等のうち見守りが必要な高齢者等を短期間預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等34カ所
	高齢者日常生活用具給付等事業	H12. 4. 1	在宅の介護保険の対象とならない援護の必要な高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行う。 <給付品目>火災警報器、自動消火器、電磁調理器 シルバーカー、入浴補助用具、腰掛便座 特殊尿器、移動用リフトのつり具の部分 <貸与品目>特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト、車いす、歩行器、歩行支援用具 認知症老人徘徊感知機器
	軽度生活援助事業	H16. 4. 1	軽易な日常の生活上の援助を行い、要介護状態への進行を防止する。
	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	H16. 4. 1	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業を行い、在宅での自立した生活の継続を支援する。
	高齢者ファミリーサポート事業	H19. 10. 1	高齢者や高齢者を介護する家族が、地域のなかで安心して暮らせるように、援助を受けたい人（依頼会員）が、援助を行いたい人（援助会員）に報酬を支払って簡単な家事・外出の付き添い等の支援を受ける。
地域お互いさま活動事業	R 2. 4. 1	高齢者等の生活援助を行う地域住民等のボランティアが主体となって構成された団体に対し、立上げや継続にかかる運営経費にあてるための補助金を交付する。	

(4) ねたきり高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
国・ 県・ 市	家族介護用品支給事業	H12. 4. 1	介護保険の認定が要介護4または5の在宅高齢者（40歳～64歳の特定疾病に該当する人を含む）を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用消耗品の金券を交付する。
	家族介護慰労金支給事業	H13. 4. 1	市内に1年以上居住し、介護保険の認定が要介護4または5で、その状態が1年以上続き、その間介護保険のサービス（7日以内のショートステイは除く）を受けていない在宅の人を同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族に対して、認定者1人につき10万円の慰労金を支給する。

条 件			利用者数	申 請	2年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
65歳以上 (条件により60歳以上)			6人	地域包括支援センター	千円 747			単独	
65歳以上 (品目により60～64歳)	所得税の課税状況により負担金あり(品目により基準価額の1割)		給付 47件 貸与 2件	地域包括支援センター	1,537			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		1,568人	長寿福祉課	22,681			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		233人	長寿福祉課	2,306			単独	
65歳以上の高齢者	—	利用料月～金曜日(祝、休日を除く)7:00～19:00 1時間当たり600円。 土・日曜日、祝日、休日、上記時間外1時間当たり700円	依頼会員 98人	大分市高齢者ファミリー・サポート・センター	6,000			単独	
		活動拠点を大分市内とし、活動範囲を小学校区の通学区域以上とする5人以上の支援者で構成される団体	—	長寿福祉課	5,000	25%	12.5%	12.5%	(介護保険料)50%

条 件			利用者数	申 請	2年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
	市民税非課税世帯		69人	地域包括支援センター	千円 6,359	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料)23 (%)
	市民税非課税世帯		2人	地域包括支援センター	800	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料)23 (%)

(5) ひとり暮らし高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	愛の訪問事業	S51. 6. 1	乳酸菌飲料を日・祝日を除き原則として2日に1本配達して、高齢者の安否を確認する。
	電信電話料補助	S53. 4. 1	生活保護を受けているひとり暮らし高齢者で、既設の電話をもっている者に回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料（月額300円以内）の補助を行う。
	緊急通報サービス事業	S62. 12. 4	ひとり暮らし高齢者宅等に通報機器を貸与し、急病・事故等の際、ペンダント式の無線発信機により24時間体制の通報センターに通報され、近隣者の協力による援助体制の整備を図る。
	生活支援ホームヘルプサービス	H12. 4. 1	介護保険対象外のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び介護保険に定める16疾病に該当しない60～64歳の要支援、要介護状態にある高齢者に対し生活援助、身体介護等のサービスを行う。
	老人福祉電話設置	S50. 3. 5	ひとり暮らしで安否の確認が必要な高齢者に電話を設置し、その設置費及び毎月の回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料（月額300円以内）の補助を行う。
国・県・市	食の自立支援事業	H16. 4. 1	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で調理困難な世帯に対し、アセスメントを行った上で栄養バランスのとれた食事を週に最高6食まで（本人負担：1食400円）届ける。

(6) 認知症高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	生活支援ショートステイ事業	H12. 4. 1	認知症高齢者等で緊急保護を要する者を一時的に施設で預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等34ヵ所
国・県・市	認知症家族介護支援事業	H21. 4. 1	認知症高齢者を在宅で介護している家族の悩みの相談に応じるとともに、認知症の正しい知識を身につけ、認知症に対する理解を深め、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図る。 <実施施設> 地域密着型サービス事業所6ヵ所
市・民間	大分あんしんみまもりネットワーク	H29. 1. 30	認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者の情報を事前にネットワークに登録し、高齢者が行方不明になった場合に、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援する。

条 件			利用者数	申 請	2 年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
75歳以上			5,708人	民生委員より届出 長寿福祉課または 各支所、東部・西部 保健福祉センター	千円 31,000			単独	
65歳以上			70人	長 寿 福 祉 課	3,285			単独	
65歳以上			854人	地域包括支援 セ ン タ ー	14,217	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
65歳以上			215人	地域包括支援 セ ン タ ー	14,255			単独	
65歳以上	所得税 非課税		85人	長 寿 福 祉 課	(電信電話料 補助を含む)			単独	
65歳以上		週最高6食まで	3,281人	地域包括支援 セ ン タ ー	139,870	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)

条 件			申 請	2 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市	その他
60歳以上			長 寿 福 祉 課	((3)生活支援対策 生活支 援ショートステイ事業に含 む)			単独	
		認知症高齢者を 在宅で介護して いる家族	各 事 業 所	千円 432	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
		認知症などによ り外出時、道に 迷うおそれがあ る人	長 寿 福 祉 課 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム そ う だ 藤 の 森	174				

(7) 施設入所措置

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	老人ホームへの入所措置	S38. 7. 11	環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所する。 <実施施設> 養護老人ホーム
	生活支援ハウスへの入所措置	H14. 4. 1	ひとり暮らしの方、または夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方が入所する。 <実施施設> 市内5施設 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1～5または常時医療管理が必要な方は対象外

(8) 相談

実施区分	区分	相談室所在	相談員数	設置者
県社協	高齢者総合相談	大分県社会福祉介護研修センター内 (明野東3丁目4番1号) TEL.558-7788	3人	県

(9) 表彰

実施区分	表彰名	表彰日
県	明るい高年賞	10月中旬(県地域福祉推進大会)
	高齢者介護賞	10月中旬(県地域福祉推進大会)
市	孝養賞	11月中旬(大分市社会福祉大会)
	健康生きがい賞	11月中旬(大分市社会福祉大会)

条 件			申 請	2 年 度 予 算	負 担 率		
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市
おおむね 65歳以上	市民税所得割 非課税		長寿福祉課	千円 210,000			単独
60歳以上	利用料等の支 払が可能な方		長寿福祉課	69,130			単独

業 務	相 談 日	相 談 窓 口
高齢者やその家族が抱える、心配ごと・悩みごとに関する相談	一般相談は火～日 専門相談は火～金 (一部予約制)	高 齢 者 総 合 相 談 セ ン タ ー

表 彰 事 項	推 薦 者	担 当
1. 65歳以上の者で、率先して社会奉仕等の地道な活動を続けていること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. 在宅で常時重度の介護が必要な高齢者（65歳以上）を介護していること。 2. 献身的介護により住民に深い感銘を与えていること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね65歳以上の高齢者と同居し、又はこれに準ずる者で高齢者をいたわり、親子の仲が良く明るい家庭であること。 2. 地域住民に深い感銘を与え、敬愛されていること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね70歳以上の高齢者で、明るく健康で社会奉仕活動等を積極的に実行し、生きがいのある生活を実現していること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課

(10) 老 齢 年 金

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額 (R 2 . 4月時点)		条
			年	額	年 齢
国	老 齢 福 祉 年 金 (無 拠 出 制)	S 36 . 4 . 1	年	400,500円	明治44年4月1日以前に生まれた人で 拠出制の老齢給付を受給できない人
	老 齢 基 礎 年 金	S 61 . 4 . 1	加入可能な年数すべて 納付した場合 年	781,700円	65歳で請求 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 希望者は60歳から繰上げ受給の請求 ができます。 減額率 = (繰上げ請求月から65歳到 達月の前月までの月数) × 0.5% ◦ 希望者は66歳から繰下げ受給の請求 ができます。 増額率 = (65歳到達月から繰下げ申 出月の前月までの月数) × 0.7% ※昭和16年4月1日以前生まれの人 には別の割合で減額・増額されていま す。

件 所得制限等	申請	参考事項
<ul style="list-style-type: none"> • 本人 例：（扶養0人） 年間所得 1,595,000円 • 配偶者・扶養義務者 例：（扶養3人） 年間所得 4,076,000円（一部停止） 6,962,000円（全部停止） • 公的年金受給者 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金額により併給調整されることがあります。 	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所 〔異動・変更 等の受付〕	年3回支給 4. 8. 12月の初日 ※12月は本人の申し出により11月に支給することができます。 支払 郵便局・銀行
原則10年以上、受給資格期間（保険料納付済期間と国民年金保険料免除期間など合算した期間）がある人 ※平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されています。	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所 〔受付は第1号 被保険者期間 だけを有して いる人のみ可 共済組合のみ の加入者は 各共済組合 その他は大分 年金事務所〕	年6回支給 2. 4. 6. 8. 10. 12月の15日 （土・日曜日、祝日の場合は前日） 支払 郵便局・銀行

(11) 高齢者福祉関係参考資料

●大分市における年齢区分別人数

1. 65歳以上（令和2年6月末日）
129,765人（27.15%）
2. 70歳以上（令和2年6月末日）
96,681人（20.23%）
3. ひとり暮らし高齢者実態調査登録者（令和元年10月1日）
13,230人
4. 養護老人ホーム入所者（令和2年4月1日）
86人
5. 100歳以上（令和2年6月末日）
251人 最高齢者 111歳

※令和2年度中に100歳になる者 168人

老人いこいの家等利用状況（1月当たり）

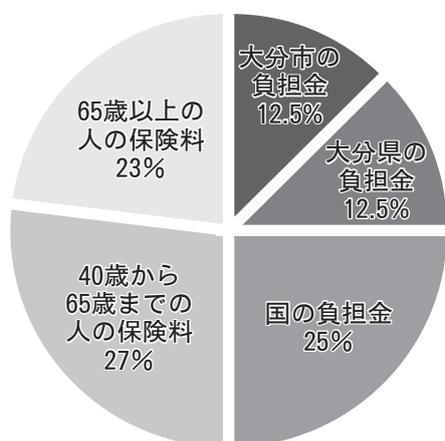
年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
鶴崎老人 いこいの家	憩室	238人	189人	193人	186人	200人	237人	210人	180人	188人	178人
	浴室	110	92	96	91	105	105	78	75	61	62
大南老人 いこいの家	憩室	746	692	600	549	515	537	595	627	544	519
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂ノ市老人 いこいの家	憩室	468	170	266	259	254	242	243	216	161	159
	浴室	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
植田老人 いこいの家	憩室	344	321	298	305	305	314	349	342	340	300
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大在老人 いこいの家	憩室	249	246	280	263	238	237	177 (4月のみ)	230	244	282
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀関老人 いこいの家	憩室	202	199	206	199	186	174	166	139	135	138
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野津原老人 いこいの家	憩室	49	63	96	135	100	70	109	113	115	100
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 介護保険

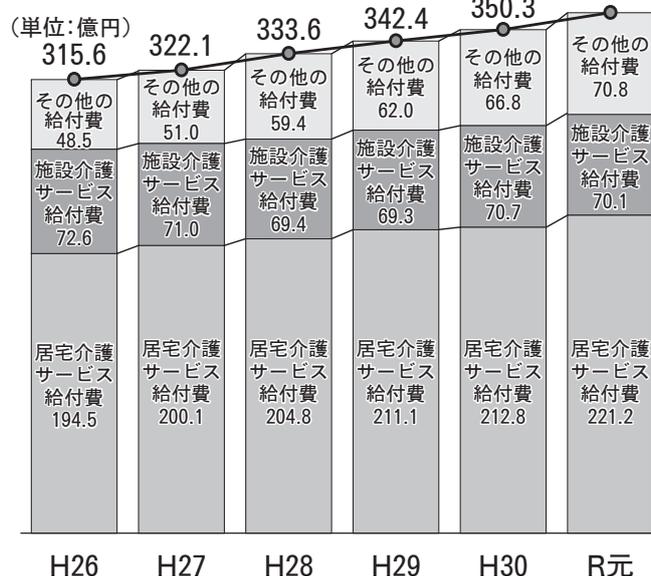
介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした「助けあいの制度」です。大分市に住所のある40歳以上の人が大分市の介護保険加入者（被保険者）となります。65歳以上の人（第1号被保険者）でサービスを利用できる人は、介護や支援が必要と認定された人です。40歳から64歳までの人（第2号被保険者）でサービスを利用できる人は、初老期認知症や脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認定された人です。

【保険給付費の財源】



【保険給付費の推移】



(1) 介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

大分市の65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料基準額は、平成30年度から令和2年度までの介護サービスに要すると見込まれる費用に基づき月額5,994円（年額71,920円）と定められています。

また、一人ひとりの保険料は、この基準額を基に本人の所得やその世帯の市民税課税状況等に応じて12段階に設定されます。

※保険料の基準額は、介護サービスをまかなう費用と被保険者数などにより3年ごとに見直されます。

また、低所得者の負担が重くならないように配慮されています。

令和2年度の年間保険料額

本人が市民税非課税	生活保護を受給している人	老齢福祉年金を受給している人	第1段階	21,570円
		課税年金収入額(注2)+合計所得金額(注1)が80万円以下の人		
		課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		
	非課税世帯	課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	第2段階	28,770円
		課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	第3段階	50,340円
同じ世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	第4段階	59,690円	
	課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	第5段階	71,920円	
本人が市民税課税	合計所得金額(注1)が	120万円未満の人	第6段階	77,680円
		120万円以上200万円未満の人	第7段階	89,900円
		200万円以上300万円未満の人	第8段階	107,880円
		300万円以上400万円未満の人	第9段階	115,080円
		400万円以上500万円未満の人	第10段階	133,060円
		500万円以上600万円未満の人	第11段階	140,250円
		600万円以上の人	第12段階	154,640円

介護保険料の賦課期日は、毎年4月1日です。世帯の市民税課税状況は、賦課期日現在の世帯構成により判定します。ただし、年度の途中で資格を取得(65歳到達又は転入等)した場合は、資格取得日の世帯の状況で判定します。

(注1)「合計所得金額」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種所得(各収入から必要経費等を差し引いたもの)を合計したもので、次の各種控除を引く前の金額のことです。

(地方税法第292条第1項第13号)

●扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除

●株式や土地・建物等の譲渡により生じた損失の繰越控除

※土地・建物等の譲渡所得がある場合は、特別控除後で算定

します。

※第1～5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る

雑所得を控除します。

(注2)「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金など、市民税の課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害・老齢福祉年金など非課税年金の収入金額は含みません。

※介護保険料は、当該年度の前年分の課税年金収入額及び合計所得金額により算定します。

※介護保険法施行令の改正により令和2年度の、第1～第3段階の人の年間保険料が変更になりました。

① 年度途中で資格異動した場合の保険料

年度途中での資格取得

●65歳になった場合

誕生日前日の属する月分から普通徴収で納めていただきます。前月までの保険料は第2号被保険者として医療保険料(税)と一緒に納めます。

●転入した場合

転入した月分から本市へ普通徴収で納めていただきます。

年度途中での資格喪失

●転出・死亡の場合

前月までの保険料を納めていただきます。なお、月割による再計算の結果、納め過ぎの場合は、後日還付します。

② 保険料を納めないでいた場合

滞納期間に応じて以下のような措置がとられます。

●保険料を1年以上滞納していると・・・

介護サービスを利用した時に、かかった費用をいったん全額払っていただいた上で、後日申請により本来の利用者負担との差額が払い戻されます。(償還払い)

●保険料を1年6カ月以上滞納していると・・・

上記の措置における払い戻しが一時差し止められることとなります。

●保険料を2年以上滞納していると・・・

時効により、2年以上前の保険料は納付できなくなるとともに、将来介護サービスを利用する際に、自己負担が引き上げられます。また、高額介護(介護予防)サービス費や、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

③ 保険料の減免

災害その他次のような特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますので、早めに長寿福祉課にご相談ください。

●被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅・家財などに著しい損害を受け、市の定める基準に該当する場合。(なお、申請書の提出が災害が発生した日から3カ月を超えたときは、減免の対象となりません。)

●世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合。(※自己都合や任期満了に伴う退職を除きます)

●保険料の区分が第1・第2・第3段階の人、及び第4・第5段階で生活実態が第1・第2・第3段階に相当すると認められる人の内、収入が少なく生活が著しく困窮しており、次の要件①～⑤の全てに該当する場合。

①世帯全員の合計年収が市の定める収入基準以下(生活保護基準に基づく)である。なお、この基準は年齢及び世帯員数により異なります。

②同一世帯員及び生計を一とする者が全員、市民税非課税者である。

③(市民税算定上における)市民税課税者の被扶養者になっていない。

④資産等を活用しても生活が困窮している。

⑤世帯全員の預貯金の合計額が150万円以下である。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者(65歳以上)の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入等の収入が前年より一定程度減少した場合。

(※令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定、または年金から天引きされた介護保険料が対象となります。)

④ 確定申告等の際の社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象になります。「介護保険料決定通知書」等、納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管して下さい。

65歳以上の人の保険料の納め方

納付方法	特別徴収 (年金から天引き)	普通徴収 (口座振替または納付書による納付)
対象となる人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円以上の人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円未満の人 老齢福祉年金、恩給のみを受給している人
納付の方法	年金の支給月（毎偶数月・年6回）に天引きにより納めます。 ※本来、年金から天引きになる人でも、一定期間（6ヵ月以上）納付書で納めていただく場合があります。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金が一時差し止めになった など	毎年6月に送られる納付書で6月から翌年3月までの毎月（年10回）、金融機関等で納めます。 ※納期ごとに納付書で納めている人は、口座振替を利用されると便利です。お申込みは当初納付書に同封してお送りした申込用紙に必要事項を記入して、ご希望の金融機関の窓口へ提出してください。翌月末以降の納期分から口座振替が始まります。

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり医療保険料（税）と一緒に納めます。

納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じ、各市町村に振り分けられます。

	国民健康保険に加入している人	職場の健康保険等に加入している人
決め方	所得などをもとに国民健康保険税の算定方法によって決まります。	給与に応じて決まります。
納め方	大分市の国民健康保険税と一緒に世帯主が納めます。	医療保険料と一緒に給与から差し引かれます。 ※扶養されている第2号被保険者の保険料は職場に勤めている被保険者の負担となっているので別途納入する必要はありません。

令和元年度第1号被保険者保険料の収納状況

(単位：円)

区分	調定額	収入額	還付未済	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率(%)
現年度分	普通徴収 現年	801,393,740	711,014,350	321,700	710,692,650	0	88.68%
	現年過年	5,975,730	5,569,570	1,800	5,567,770	0	93.17%
	普徴計	807,369,470	716,583,920	323,500	716,260,420	0	88.72%
	特別徴収	7,635,399,000	7,642,564,820	7,165,820	7,635,399,000	0	100.00%
	現年度合計	8,442,768,470	8,359,148,740	7,489,320	8,351,659,420	0	98.92%
滞納繰越分	215,140,880	37,081,860	30,000	37,051,860	83,044,890	95,044,130	17.22%
総合計	8,657,909,350	8,396,230,600	7,519,320	8,388,711,280	83,044,890	186,153,180	96.89%

(2) 要介護（要支援）認定について

介護保険のサービスを利用するためには大分市に要介護（要支援）認定申請して、認定を受ける必要があります。

申請には、次の2つの方法があります。

○直接申請

市の長寿福祉課の窓口や各支所、東部・西部保健福祉センターで本人または家族が申請します。

○代行申請

指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設等に要介護認定の申請を依頼することができます。

事業者等が本人または家族に代わって、要介護認定申請書と被保険者証などを市の長寿福祉課の窓口提出します。

1 要介護・要支援認定者数（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
4,513	3,280	5,638	3,726	2,621	2,706	2,376	24,860

2 認定申請者数

（単位：人）

年 度	申 請 区 分			
	新 規	更 新	変 更	合 計
22 年 度	5,613	16,378	1,072	23,063
23 年 度	5,932	15,797	1,120	22,849
24 年 度	6,062	14,569	1,249	21,880
25 年 度	6,032	15,634	1,209	22,875
26 年 度	6,285	16,168	1,320	23,773
27 年 度	6,125	16,627	1,288	24,040
28 年 度	6,368	16,871	1,390	24,629
29 年 度	6,791	17,228	1,494	25,513
30 年 度	6,874	15,569	1,694	24,137
元 年 度	6,672	14,895	1,761	23,328

○認定有効期間 原則6ヵ月（更新認定の場合は1年）

○更 新 申 請 有効期間満了日の60日前から更新の手続きをすることができます。

○変 更 申 請 心身の状態に変化があり、認定の見直しを希望する人はいつでも変更申請をすることができます。

(3) 介護保険給付内容

【要介護（要介護1～5）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
・ 居宅サービス 訪問介護 （ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 （デイサービス） 通所リハビリテーション （デイケア） 福祉用具貸与 短期入所生活介護／短期入所療養介護 （ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 （有料老人ホームなど） 居宅療養管理指導	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行う。 寝たきりの人などがいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。 主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行う。 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行う。 通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などを行う。 通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設など）に通い、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションを行う。 家庭で日常生活を営むのに必要な便宜を図るために、車いすや特殊寝台（ベッド）などの福祉用具を貸与する。 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所した要介護者に、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や医学的管理の下での看護、機能訓練を行う。 有料老人ホームなどの入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話をを行う。 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。
・ 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則要介護3～5） 夜間対応型訪問介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	認知症高齢者を対象にした通所介護（デイサービス）に通い日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。 通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行う。 認知症高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を行う。 小規模な介護老人福祉施設で、自宅では介護が困難な常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練などを行う。 夜間において、定期的な巡回または通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護など、日常生活上の緊急時の対応を行う。 小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供する。 定員18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）に通い日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。
・ 施設サービス 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） （原則要介護3～5） 介護老人保健施設 （老人保健施設） 介護療養型医療施設 介護医療院	食事や排せつなどで常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練などを行う。 病状が安定し、治療よりリハビリや介護が必要な入所者に対し、在宅復帰を目指して医学的管理下での介護、機能訓練などを行う。 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする入所者に対し、医療や療養上の管理、看護、機能訓練などを行う。 長期の療養を必要とする利用者などが入所し、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどのサービスと日常生活上の世話を一体的に行う。

給付の条件	対象件数	申請	2年度予算 (千円)	負担率(%)															
				国	県	市	介護保険料												
居宅サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位:円/月) <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>167,650</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>197,050</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>270,480</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>309,380</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>362,170</td> </tr> </tbody> </table> ※支給限度額管理の対象サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護	要介護状態区分	支給限度額	要介護1	167,650	要介護2	197,050	要介護3	270,480	要介護4	309,380	要介護5	362,170	367,142件	指定居宅介護 支援事業所等	19,275,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要介護状態区分	支給限度額																		
要介護1	167,650																		
要介護2	197,050																		
要介護3	270,480																		
要介護4	309,380																		
要介護5	362,170																		
○居宅サービス計画作成対象サービスについては、支給限度額の7割から9割を上限に給付する。 ○居宅サービス・地域密着型サービス利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己負担となる。 ○短期入所生活介護・短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。 ○連続した短期入所利用は、30日を限度とし、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。	27,593件	指定居宅介護 支援事業所等	5,276,000	25.0	12.5	12.5	50.0												
○施設介護サービス費の7割から9割を給付する。 ○施設入所に係る食費・居住費は原則として利用者の自己負担となるが、市民税非課税世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。	26,389件	介護老人福祉 施設等	7,219,000	25.0	12.5	12.5	50.0												

【要支援（要支援１・２）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど） 介護予防居宅療養管理指導 	<p>入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。</p> <p>主治医の指示に基づいて、看護師などが疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行う。</p> <p>身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士が主治医の指示に基づいて、リハビリテーションを行う。</p> <p>通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設など）で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。</p> <p>家庭で日常生活を営むのに必要な便宜を図るために、つえや歩行器などの福祉用具を貸与する。</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期入所した利用者に、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や医学的管理の下での看護、機能訓練を行う。</p> <p>有料老人ホームなどの入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話を行う。</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<p>認知症高齢者を対象にした通所介護（デイサービス）で日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。</p> <p>通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行う。</p> <p>認知症高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を行う。</p>

【要支援（要支援１・２）者・事業対象者】

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス ・介護予防ホームヘルプサービス ・生活サポートホームヘルプサービス 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス ・介護予防デイサービス ・元気サポートデイサービス 	<p>利用者が自力では困難な行為について、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合、訪問介護員（ホームヘルパー）によるサービスを行う。</p> <p>ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス（身体介護は除く）を行う。</p> <p>通所介護事業所（デイサービスセンター）で健康チェックなどの基本サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。</p> <p>閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るためのレクリエーションサービスを行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> パワーアップ教室 ・訪問型パワーアップ教室 ・通所型パワーアップ教室 	<p>リハビリ職による訪問指導を行う。 * 通所型パワーアップ教室の利用者のうち必要な方に対し実施</p> <p>日常生活に支障のある生活行為を改善するために、下記のプログラムを複合的に行う。（3ヶ月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善 等

給付の条件	対象件数	申請	2年度予算 (千円)	負担率(%)									
				国	県	市	介護保険料						
介護予防サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位：円/月) <table border="1"> <tr> <th>要支援状態区分</th> <th>支給限度額</th> </tr> <tr> <td>要支援 1</td> <td>50,320</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>105,310</td> </tr> </table> ※支給限度額管理の対象サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所 リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・ 介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療 養介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護 予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防サービス計画作成対象サービスについて は、利用者の負担割合に応じて支給限度額の7割 から9割を上限に給付する。 ○介護予防短期入所利用日数が要支援認定の有効期 間のおおむね半数を超えないようにする。 ○介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自 己負担となる。	要支援状態区分	支給限度額	要支援 1	50,320	要支援 2	105,310	50,714件	指定介護予防 支援事業所等	821,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要支援状態区分	支給限度額												
要支援 1	50,320												
要支援 2	105,310												
○介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療 養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税 世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。 ○介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2 の認定を受けた場合のみ利用可能	234件	指定介護予防 支援事業所等	18,000	25.0	12.5	12.5	50.0						

給付の条件	対象件数	申請	2年度予算 (千円)	負担率(%)									
				国	県	市	介護保険料						
介護予防ケアマネジメントを実施し、支給限度額管 理を行うことが必要 (単位：円/月) <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>支給限度額</th> </tr> <tr> <td>事業対象者・要支援 1</td> <td>50,320</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>105,310</td> </tr> </table> ○介護予防ケアマネジメント実施対象サービスにつ いては、利用者の負担割合に応じて支給限度額の 7割から9割を上限に給付する。	区 分	支給限度額	事業対象者・要支援 1	50,320	要支援 2	105,310	52,328件	指定介護予防 支援事業所等	1,172,000				
区 分	支給限度額												
事業対象者・要支援 1	50,320												
要支援 2	105,310												
介護予防ケアマネジメントを実施。 ・訪問型パワーアップ教室 3,010円/1回 ・通所型パワーアップ 4,395円/1回を給付する。													

【その他の給付】

項 目	内 容	給 付 の 条 件
・福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の支給 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具の部分	○指定特定福祉用具販売事業者・指定介護予防特定福祉用具販売事業者からの購入分に限る。 ○購入日時点で要介護・要支援認定が有効であること。
・住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修で、事前に申請して認められたものが対象 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への取替え 等	○住所地にある住宅の改修であること。 ○着工時点で要介護・要支援認定が有効であること。 ○事前に申請を行い、支給対象として確認を受けていること。
・おむつ等介護用品購入費の支給	在宅の要介護者で、日常生活のうえで常におむつを必要とするときあらかじめ市が認めた人に対して、その購入に要した費用の一部を支給 ・紙おむつ ・布おむつ ・失禁パンツ ・おむつカバー ・尿取りパッド	○年度ごとに介護用品購入費受給資格申請をして、受給資格決定を受けていること。 ○購入日時点での介護用品購入費受給要件を満たしていること。 ○支給申請には、市が指定する領収証を添付すること。
・高額介護（介護予防）サービス費の支給	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスを利用して月ごとに支払った保険給付対象サービスの利用者負担（1割から3割）が一定額を超えた場合、その超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費」として申請により払い戻す。	○同じ世帯に介護サービス等を利用する人が複数いる場合、表の上限額が世帯全体の上限額となる。 ※1 利用者負担上限額に（個人）とある場合は、世帯全体の上限額は24,600円となる。 ※2 同じ世帯の全ての65歳以上の人の負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定（対象期間は令和2年7月31日まで） ○給付額の減額措置を受けている期間の利用者負担額は支給の対象外
・高額医療・高額介護合算制度	世帯内の同じ医療保険被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～翌年7月末）において支払われた医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、著しく高額となり基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。	○医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、基準額を超えた場合

【食費・居住費（滞在費）の負担軽減】

項 目	内 容	給 付 の 条 件
食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定	短期入所サービスおよび施設サービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については施設との契約により決定するが、市民税非課税世帯等の利用者については、申請により軽減を行い、補足的給付を行う（預貯金額等により制限あり）。	○市民税非課税世帯等 ○配偶者の市民税が非課税 ○預貯金等の勘案 （単身者 1,000万円） （夫婦 2,000万円）以下 ○給付額の減額措置を受けている期間の食費・居住費（滞在費）は軽減の対象外

給付の限度・基準	対象件数	申請	2年度予算 (千円)	負担率(%)					
				国	県	市	介護保険料		
支給限度基準額 10万円/年度 利用者の負担割合に応じて基準額の7割から9割を上限に支給する。ただし、同一年度で同一種目の購入は不可	1,573件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	49,000	25.0	12.5	12.5	50.0		
支給限度基準額 20万円 利用者の負担割合に応じて基準額の7割から9割を上限に支給する。	1,699件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	149,000	25.0	12.5	12.5	50.0		
支給限度基準額 最高48,000円/年度 基準額の9割を上限に支給	9,816件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	196,000				100.0		
(単位:円/月)		長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	767,991	25.0	12.5	12.5	50.0		
対象者								利用者負担段階	利用者負担上限額
生活保護受給者									15,000
市民税非課税世帯	高齢福祉年金受給者							第1段階	15,000 (個人)※1
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人							第2段階	15,000 (個人)※1
	利用者負担第1段階、第2段階以外の人							第3段階	24,600
課税市民税世帯	課税所得145万未満の人	第4段階	44,400 ※2						
	課税所得145万以上の人	第5段階	44,400						
※詳しくは長寿福祉課介護給付担当班へ		4,897件	国保年金課 または各支所	164,000	25.0	12.5	12.5	50.0	

給付の基準	対象件数	申請	2年度予算 (千円)	負担率(%)							
				国	県	市	介護保険料				
(単位:円/日)		長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	801,000	25.0	12.5	12.5	50.0				
利用者負担段階	居住費 (居室の種類により異なる)							食費			
第1段階	多床室							従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	300
								①320	490	820	
第2段階	370							②490	490	820	390
								①420	490	820	
第3段階	370	②490	1,310	1,310	650						
		①820	1,310	1,310							
第4段階	施設との契約により設定されます										
①特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の場合 ②老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の場合 利用者負担第1段階…生活保護受給者・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 利用者負担第2段階…課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の市民税非課税世帯 利用者負担第3段階…利用者負担第1段階・第2段階以外の市民税非課税世帯 利用者負担第4段階…市民税課税世帯											

(4) 地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
1	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	513-5103
2	碩田地域包括支援センター	中島東3丁目1-25 プライムコート中島104	560-0437
3	王子地域包括支援センター	王子南町9番25号	544-1223
4	大分西地域包括支援センター	東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	576-8282
5	南大分地域包括支援センター	畑中3丁目2番19号 コーポ矢野第2 102号	573-6688
6	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈町2丁目2組	545-1030
7	城東地域包括支援センター	大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階	558-6285
8	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	567-1720
9	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1-1 あけのアクロスタウン一番街1階	529-5705
10	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館103	547-8201
11	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	594-1501
12	大東地域包括支援センター	松岡5461番地1 モンベル安達103号	528-7660
13	東陽地域包括支援センター	常行450番地	524-0892
14	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	528-9295
15	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南1丁目8番5号	592-6686
16	穂田地域包括支援センター	上宗方590番地の10 日生第3マンション103号	542-7147
17	穂田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目27番2号	576-7573
18	穂田南地域包括支援センター	田尻659番地	547-7886
19	穂田東地域包括支援センター	宮崎1385番地1 コーポ長岡203	568-3310
20	竹中・判田地域包括支援センター	中判田1910番地の6	597-4111
21	戸次・吉野地域包括支援センター	中戸次4577番地3	586-7170
22	野津原地域包括支援センター	野津原字久保1505番地1	586-4020
23	佐賀関・神崎地域包括支援センター	佐賀関2174番地1	575-0337

職員配置	業 務
主任ケアマネジャー 社会福祉士 保健師	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域ごとに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。 ●地域包括支援センターの役割 <ol style="list-style-type: none"> ①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。 ②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。 ③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。 ④高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携を取りながら支援します。

3 障がい者福祉

(1) 障害基礎年金・特別障害給付金

実施区分	年金の種類	実施年月日	支給の条件	
			国	市
国	障害基礎年金 (拠出制)	S 61. 4. 1	1. 障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中であるとき、または、被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき（老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く） 2. 障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した日）以降に障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態であること 【保険料納付要件】 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて2/3以上であること（令和8年3月31日以前に初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい。）	
	障害基礎年金 (無拠出制)	S 61. 4. 1	初診日が20歳前で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態にある20歳以上の人	
	特別障害給付金	H 17. 4. 1	◆対象 ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）などの配偶者 ※①②の人で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する人（原則として、65歳の誕生日の前々日までに請求しなければなりません。） ※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる人は対象になりません。	

(2) 障害者福祉手当

実施区分	項目	実施年月日	支給の条件			
			区分	障がい程度の等級	手当の額	
市	障害者福祉手当	S 47. 4. 1 H 18. 9. 1 改正	身体障がい者	18歳未満	1級～2級	年 19,200円
				18歳以上	3級～4級	年 15,600円
					5級～6級	年 12,000円
			1級～2級		年 14,400円	
			3級～4級	年 9,600円		
			5級～6級	年 6,000円		
		知的障がい者	18歳未満	A 1～B 2	年 19,200円	
			18歳以上	A 1～B 2	年 14,400円	
			精神障がい者	18歳未満	1級～3級	年 19,200円
				18歳以上	1級～3級	年 14,400円

所得制限	年金額 支給額 (R2.4月時点)	元年度実績 (受給権者数)	請求	参考事項
なし	1級 977,125円 2級 781,700円 子の加算額 1・2人目 224,900円/人 3人目以降 75,000円/人	新法: 7,987人 旧法: 154人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年6回支給 2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行
本人 年間所得 (扶養0人の場合) 全額停止 4,621,000円 一部支給停止 3,604,000円 扶養1人につき 原則380,000円加算				
あり お問い合わせください。	1級 月額 52,450円 2級 月額 41,960円	58人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年6回支給 2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行

件		対象者数 〔元年度延べ〕 〔支給人数〕	参考事項	2年度予算	負担率		
所得制限	その他の必要事項				国	県	市
本人が市民税課 税の場合 支給停止	本市居住者で障 害者手帳所持者。 但し国の障害手 当受給者および 施設入所者で公 的年金受給者を 除く。	153人 99人 45人 12,656人 12,426人 4,451人 1,704人 3,938人 561人 7,579人	(問い合わせ) 障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所 (支給) 年2回8,2月	千円 272,000			単独

(3) 重度障害者福祉手当

実施区分	項目	実施年月日	支給の条件
国・市	特別障害者手当	S 61. 4. 1	著しく重度の障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、3ヵ月を越えて入院している人を除く。
	障害児福祉手当	S 61. 4. 1	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳未満） ※施設入所者を除く。
	福祉手当 （経過措置）	S 50. 10. 1 (S 61. 4. 1)	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、特別障害者手当の受給者、障害年金等障がいを理由とする給付を受けている人を除く。
国	特別児童扶養手当	S 37. 1. 1	目や耳や手足の不自由な児童、知的障がいや内部障がいのため、日常生活において常に介護を必要とする児童を監護している父母又は養育者に支給する。 ※監護される児童は20歳未満であること。ただし、施設入所者を除く。

(4) 障害者医療費助成

実施区分	区分 施策	実施年月日	支給額	条件	
				対象範囲	所得制限
県・市	障害者医療費助成	S 49. 7. 1	健保自己負担分 (ただし、ひと月のひとつの医療機関等での負担額が1,000円未満の場合、助成対象外)	身体障がい者 1級～3級 知的障がい者 A 1、A 2、 B 1、B 2 精神障がい者 1級	老齢福祉年金に準ずる所得制限あり

所得額	手当額	申請	参考事項	2年度 予算	負担率		
					国	県	市
本人 扶養0人のとき 3,604,000円 扶養1人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養0人のとき 6,287,000円 扶養1人のとき 6,536,000円 1人増すごとに 213,000円を加算	月額 27,350円 (R2.4.1現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	銀行振替で 年4回支給 5.8.11. 2月	千円 335,100	$\frac{3}{4}$		$\frac{1}{4}$
	月額 14,880円 (R2.4.1現在)						
	月額 14,880円 (R2.4.1現在)						
本人 扶養0人のとき 4,596,000円 扶養1人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養0人のとき 6,287,000円 扶養1人のとき 6,536,000円 1人増すごとに 213,000円を加算	月額 1級 52,500円 (R2.4.1現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	振替で 年3回支給 4.8.11月	2,900	$\frac{10}{10}$		
	2級 34,970円 (R2.4.1現在)						

その他	対象者数	申請	2年度予算	負担率		
				対象者	県	市
申請により 受給者証交付	13,591人 (R2.4月現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	千円 1,320,000	身障 1・2級 療育 A1・A2 精神 1級	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
				身障 3級 療育 B1・B2		

(5) 障がい者（児）福祉施策

実施区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条 条
					対 象
国 ・ 県 ・ 市	介 護 給 付	H18.10.1	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	障がいのある人等につき、居宅において、入浴や排せつ及び食事等の介護、調理や洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。	障 が い 児 知 的 障 が い 者 身 体 障 が い 者 精 神 障 が い 者 難 病 患 者 等 ※同行援護は身体障 がい者（児）のうち 視覚障がいのある 方を対象とします。
			重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり、常時介護を要する障がいのある人につき、居宅において入浴や排せつ等の介護、調理や洗濯等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。	
			同 行 援 護 (H23.10.1～)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等必要な援助を行います。	
			行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人等につき、行動する際の必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	
			短 期 入 所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病等の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、短期間入所できます。	
			重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	
	日中活動	H18.10.1	療 養 介 護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	18 才 以 上 の 知 的 障 が い 者 身 体 障 が い 者 精 神 障 が い 者 難 病 患 者 等
			生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創造的活動などの機会を提供します。	
			施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
	訓 練 等 給 付	H18.10.1	自 立 訓 練 (機能・生活・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	
			就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
			就 労 継 続 支 援 A 型 ・ B 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
			共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。	
	そ の 他	H30.4.1	自 立 生 活 援 助	定期的な訪問や障がいのある人からの相談・要請があった際に、助言や医療関係機関等との連絡調整などの必要な支援を行います。	
			就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用し、一般就労後6月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	

件		対象者数等	申 請	2 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
な し	被保護世帯及び 非課税世帯無料 ※その他は一割負担 ※月額上限あり	708人 (R 2. 3 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	千円 790,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		38人 (R 2. 3 月実利用者数)		433,000			
		110人 (R 2. 3 月実利用者数)		77,000			
		71人 (R 2. 3 月実利用者数)		76,000			
		171人 (R 2. 3 月実利用者数)		102,500			
		0人 (R 2. 3 月実利用者数)		300			
		83人 (R 2. 3 月実利用者数)		252,000			
		929人 (R 2. 3 月実利用者数)		2,388,000			
		466人 (R 2. 3 月実利用者数)		629,000			
		70人 (R 2. 3 月実利用者数)		70,600			
		84人 (R 2. 3 月実利用者数)		100,000			
		2,020人 (R 2. 3 月実利用者数)		2,950,000			
		608人 (R 2. 3 月実利用者数)		844,000			
		6人 (R 2. 3 月実利用者数)		900			
18人 (R 2. 3 月実利用者数)	5,800						

実施 区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条 象		
					対		
国 ・ 県 ・ 市	地域相談支援給付	H24. 4. 1	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行います。	18才以上の知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等		
			地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。			
	障害児通所支援給付	H24. 4. 1	児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	18歳未満の障がい児 難病患者等		
			医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、指定された医療機関において、児童発達支援や治療を行います。			
			放課後等デイサービス	在学中の児童に対して放課後や学校の休業日に施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供を行います。			
			保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活に適應できるよう専門的な支援等を行います。			
	補装具	S24.12.26	補装具の交付・修理	日常生活において体の不自由を補うため補装具の交付（修理）を行う。 視覚障害者安全杖、義肢、義眼、装具類、眼鏡、車イス（電動）、歩行補助つえ（一本杖を除く）、補聴器等	身体障害者手帳所持者 ・ 難病患者等		
				自立支援医療の給付（更生医療）		手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。 目・耳・肢体・心臓の手術、人工透析（腎臓機能障害）腎移植、肝移植等	身体障害者手帳所持者
				自立支援医療の給付（育成医療）		手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。	18才未満の障がい児
	国・県		H18. 4. 1	自立支援医療の給付（精神通院）	精神科の病気（てんかんの方も含む）で通院している場合に、その医療費の一部を公費で負担する。	通院による治療が継続して必要な方	
国・県・市		S47. 7.18	日常生活用具の給付	重度の障がい者の日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行う。 給付…特殊寝台、ファックス、点字図書、視覚障害者用体重計、携帯用会話補助装置、拡大読書器、入浴補助用具、ストマ等 *用具の種類ごとに対象となる障がいの区分程度が異なります。	身体障害者手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 難病患者等		
市		H8. 6. 1	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障がい者が緊急の際、ペンダントボタンを押すことにより通報センターに連絡され、近隣の協力者が適切な対応をします。	身体障害者手帳1・2級所持者（おおむね18歳以上）		

件		対象者数等	申 請	2 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
なし	なし	2人 (R 2. 3 月実利用者数)	障害福祉課	千円 1,100	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		1人 (R 2. 3 月実利用者数)					
なし	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	383人 (R 2. 3 月実利用者数)	障害福祉課	637,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		0人 (R 2. 3 月実利用者数)		100			
		943人 (R 2. 3 月実利用者数)		1,850,000			
		5人 (R 2. 3 月実利用者数)		3,000			
		0人 (R 2. 3 月実利用者数)		1,000			
本人及び配偶者の市民税所得割額が46万円未満	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	1,261件 (延べ件数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	136,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
市民税所得割額が 23万5千円未満 ※日22年度税制改 正前の税額 ただし高額治療継 続者(重度かつ継 続に該当する方) は受給可	被保護世帯は無料 その他は一割負担 ※月額上限あり	1,062人 (受給者数)	障害福祉課 または 東部・西部保健 福祉センター	870,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		183人 (受給者数)		25,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		9,026人 (受給者数)		—	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	給付については 被保護世帯無料 その他は課税状況によ り一部負担軽減あり	10,317件 (延べ件数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	137,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	設置について 所得税非課税世帯無料 所得税課税世帯は自己 負担あり	—	障害福祉課	280			単独

実施区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条
					対 象
市		S49. 4. 1	自動車改造補助	就労等に伴い身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操向装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を10万円を限度として補助します。 ※改造前の申請が必要です。	身体障がい者手帳所持者
		S57. 4. 1	自動車運転免許取得補助	身体障がい者が1種普通自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の $\frac{1}{2}$ 以内で10万円を限度として補助します。	身体障がい者手帳所持者
国・県・市		H26. 4. 1	意思疎通支援事業	聴覚障がい者が医療機関、公的機関等で意思の伝達をするために必要な場合や、大会等の主催者でその開催について必要とする場合に派遣を行う。	聴覚障がい者及び大会等の主催者
		H25. 4. 1	盲ろう者通訳介助員派遣	視覚及び聴覚に重複障がいがある人に対して、第三者との意思疎通に係る通訳支援と移動の介助を行う。 (年間240時間を限度)	視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が2級以上の人
市		S55. 6. 1	大分市障害者タクシー料金に対する助成	重度の心身障がい者にタクシー料金の割引券を交付する。 ①小型タクシー利用券綴 (200円券15枚 / 400円券30枚) ②福祉タクシー " (200円券50枚 / 400円券100枚 / 1,000円券30枚) ③リフト付福祉タクシー " (500円券100枚 / 2,500円券30枚) いずれか1冊 ※②③車いすを常用していること、かつ肢体不自由1・2級(上肢障害のみを除く)または内部障害1級であること。	身体障がい者 ・視覚1・2級 ・肢体1・2級 (上肢のみを除く) ・内部1級 知的障がい者A1・A2 精神障がい者1級 (写真つきに限る)
		S49. 4. 1	在宅心身障害者住宅設備改造費助成	在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用の $\frac{2}{3}$ の額(ただし限度額まで)を補助します。玄関・台所・便所・浴室・廊下・居室など ※改造前の申請が必要です。	身体障がい者1級～3級 (手帳の内容によります) 知的障がい者A1 A2
		S54. 6. 1	自動車運転免許取得補講料補助	身体障がい者が運転免許を取得する場合、30,000円を限度として補講料を補助します。 ※免許取得の補助対象者に限ります。	身体障がい者手帳所持者
国・県・市	地域生活支援事業	H18. 10. 1	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。	障がい者 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等
			地域活動支援センターⅡ型	デイサービスとして地域における雇用が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを提供します。	
			地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人等のための援護対策として、通所による援護を行っています。	
			日中一時支援	家で介護を行う人が病気など家庭における介護が一時的に困難になった場合に、施設へ預けることができます。	
			訪問等入浴サービス	居宅における入浴が困難な方に対し、入浴サービスの提供を行います。	
市			生活サポート	地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、障害者総合支援法による介護給付や訓練等給付のサービスを受けることができない場合、日常生活に関する支援を行います。	

件		対象者数等	申請	2年度 予算	負担率		
所得制限	その他				国	県	市
特別障害者手当の所得制限 限度額を超えない者		8人 (受給者数)	障害福祉課	千円 2,200			単独
		6人 (受給者数)	障害福祉課	1,000			単独
なし	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	1,516回 (派遣回数)	(大会主催者) 障害福祉課 (個人) 大分県聴覚 障害者協会	9,028	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
なし	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	239回 (派遣回数)	大分県聴覚 障害者協会	2,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	平成18年4月1日より、 有料道路通行料金の割 引または、自動車税、軽 自動車税の減免を受け ている方は、タクシー 利用券交付対象外。	小型タクシー 43,149枚 福祉タクシー 27,540枚 リフト付福祉タクシー 16,541枚 (利用枚数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	62,000			単独
所得税14万円 以下の世帯 ※H22年度税制 改正前の税額	自己負担あり。ただし 被保護世帯は上限金額 まで自己負担なし。	30人 (受給者数)	障害福祉課	20,000			単独
		2人 (受給者数)	障害福祉課	300			単独
なし	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限あり	672人 (R2.3月実利用者数)	障害福祉課	97,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		37人 (R2.3月実利用者数)		41,000			
		8人 (R2.3月実利用者数)		5,700			
		188人 (R2.3月実利用者数)		40,000			
		30人 (R2.3月実利用者数)		30,000			
		0人 (R2.3月実利用者数)		100			

実施区分	施策	実施年月日	事業内容	条
				対象
市	福祉電話設置	S50. 3. 5	外出困難な在宅の重度身体障がい者に電話を無料で設置し、通信・電話料の一部を助成する。	身体障害者手帳所持者 1級・2級
	電信電話料補助	S53. 4. 1	生活保護を受けている外出困難な在宅の重度身体障がい者で既設の電話を持っている者に、通信・電話料の一部を補助する。	
	点字タイプライター貸出し	S56.12. 1	点訳奉仕者に貸し出す。	点字講習会を受講し、終了した人
	食の自立支援	H15. 7. 1	おおむね65歳未満のひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯等で調理をすることが困難な者に対して栄養バランスのとれた食事をとどける。	身体障害者手帳1・2級 療育手帳保持者 精神保健福祉手帳保持者
国・県・市	自立生活促進事業	H13. 4. 1	在宅の知的障がい児（者）が、住み慣れた地域で社会的自立を図るため、生活訓練を実施する。	知的障がい児（者）
市	通所施設利用者への交通費助成	H22. 4. 1	自宅から公共交通機関を利用して施設に通所し、1ヶ月の交通費が基準額を超えると一部を助成する。（上限あり）	精神障がい者
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	H22. 4. 1	発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、医療機関へコミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援する。	身体障がい者

(6) 点字・手話講習会

実施区分	種類	所在地
大分市社会福祉協議会	点字講習会 (点訳奉仕者養成講座)	J:COMホルトホール大分3階「むくどり文庫」 (金池南1丁目5番1号)
	朗読奉仕者養成講座	J:COMホルトホール大分3階「福祉関係団体事務室」 (金池南1丁目5番1号)
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	手話講習会 (手話奉仕員養成講座)	大分県総合社会福祉会館（大津町2丁目1-41） 大分県聴覚障害者センター（大津町1丁目9-5）
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	盲ろう者向け通訳・ 介助者養成講座	大分県聴覚障害者センター（大津町1丁目9-5）

(7) おもちゃライブラリー（大分市王子新町5-1 大分市障がい者相談支援センター内）

心身に障がいをもつ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック・ぬいぐるみ等のおもちゃを貸し出します。

開館日 月～金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

休館日 毎週土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

所得制限 その他	件 その他	対象者数等	申請	2年度 予算	負担率		
					国	県	市
所得税非課税世帯	※新規受付はしていません。	3人 (利用者数)	障害福祉課	千円 199			単独
生活保護世帯		3人 (受給者数)		71			
		—	障害福祉課	—			
	1食あたり400円の自己負担で週6回受給できます。	33,649食 (配食数)	障害福祉課	11,750			単独
		490人 (延べ利用者数)	各実施施設	3,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		472件 (延べ件数)	障害福祉課	1,873			単独
	非保護世帯及び非課税世帯無料その他は一割負担※月額上限有り	1人 (利用者数)	障害福祉課	360	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

開催日時等			
	毎週木曜日	13時30分～16時	
(10月～2月)	第2・第4木曜日	13時30分～15時30分	
入門・基礎講座(4月～3月)	毎週木曜日 毎週金曜日 毎週土曜日	18時30分～20時30分 10時～12時 10時～12時	大分県総合社会福祉会館 大分県聴覚障害者センター 大分県総合社会福祉会館
入門講座(4月～9月)	毎週金曜日		大分県総合社会福祉会館
新規登録者講座(6月6日～9月26日)	毎週土曜日	13時～15時	大分県聴覚障害者センター
10月～計6回	土曜日 日曜日	9時～17時 9時～17時	大分県聴覚障害者センター 大分県聴覚障害者センター

<おもちゃライブラリー利用状況等>

年度	貸出数	利用者数	在庫数
27年度	236件	1,192人	1,191点
28年度	204件	604人	1,212点
29年度	161件	629人	979点
30年度	51件	24人	979点
元年度	102件	43人	979点

(8) 相談業務・手話通訳

種類	所在地	相談員数	業務	相談日	2年度 予算	負担率		
						国	県	市
手話通訳	障害福祉課	1人	来庁者への 手話通訳	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	千円 2,726	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	鶴崎市民行政センター (東部保健福祉センター)	1人		毎週月・金曜日 午前10時～午後3時	2,462	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	植田市民行政センター (西部保健福祉センター)	1人		毎週火・金曜日 午前10時～午後3時				
	明野支所	1人		毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時				
ろうあ者相談	障害福祉課	1人	ろうあ者との 相談業務	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
精神障がい者相談	障害福祉課	2人	精神障がい者 に関する相談	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
聴覚障がい者相談	市民相談室	1人	聴覚障がい者 に関する相談	毎週金曜日 午前10時～午後3時	240			単独
知的障がい者相談	市民相談室	1人	知的障がい者 に関する相談	毎週火曜日 午前10時～午後3時	240			単独

(9) 援 護

実施	援 護 の 種 類	内 容	
国 ・ 県 ・ 市	身体 障 害 者	身体障害者手帳	肢体不自由、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・内部障がいのある者の障害程度に応じて交付する。
		更生・相談	自立支援医療、施設への紹介
	知的 障 害 者 (児)	療 育 手 帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付する。
		援 護	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主でA1・A2) ・有料道路通行料金の割引 ・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 ・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済……心身障がい者の保護者が加入後に死亡又は重度障がいとなったとき、心身障がい者に月額2万円(2口加入者は月額4万円)の年金を支給 ・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引
	精 神 障 害 者	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	大分県において、精神障がいと判定された者に対して交付する。
		援 護	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1級) ・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 (1級の方のみ) ・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済……身障者の場合と同じ ・バス料金、航空運賃、船舶運賃の割引、タクシー料金の割引

※援護を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうちの特定の対象者に限ります。

大分市障がい者相談支援センター

- ◆対象者 障がいのある人とそのご家族
- ◆内容 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対し、支援が必要な場合の緊急相談や障がいに関する相談や障がい者福祉サービスの利用援助等を行う。
- ◆場所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆利用方法 電話、来所、訪問による相談に、年中無休で対応
 - ◇緊急相談
(午前9時～午後9時 ※ 午後6時以降は緊急相談のみ、土日祝日年末年始は午後6時まで)
 - ・緊急相談専用ダイヤル「あんしんコール」(☎ 529-7299)
 - ◇緊急以外の相談(午前9時～午後6時)
 - ・主に身体障がいのある方 「さざんか」(☎ 576-8887 FAX 576-7554)
 - ・主に知的障がいのある方 「コーラス」(☎ 576-8888 FAX 579-6886)
 - ・主に精神障がいのある方 「きぼう21」(☎ 576-8889 FAX 546-2158)

大分市障がい者虐待防止センター

- ◆内容 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談を行う。
- ◆場所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆開所時間 午前9時～午後5時15分(☎ 585-6003)
- ◆休所日 土日、祝、年末年始

障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」

- ◆対象者 障がいのある人で就職又は生活支援を希望する方。※支援を受けるためには登録が必要です。
- ◆内容 就業支援部門
 - ・離職した障がいのある人の就業に関する相談
 - ・公共職業安定所、事業主との調整等求職活動の支援
 - ・就業準備訓練をあっせんし、職場実習先との調整
 - ・就職後の障がいのある人に対する助言や事業主への雇用管理等の助言生活支援部門
 - ・障がいのある人の生活上の相談や日常生活又は社会生活に必要な支援(金銭や衣食住に関することなど、家庭訪問も行います。)
- ◆場所 金池南1丁目9番5号(☎ 574-8668 FAX 574-8667)
- ◆利用方法 電話、来所、訪問(午前8時15分～午後5時15分)

大分市成年後見センター

- ◆内容 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の権利援護を目的に、法律的に保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- ◆場所 J:COMホルトホール大分 3階(☎ 547-7774)
- ◆開所時間 月～土曜日 午前9時～午後6時
- ◆休所日 日曜日及び毎月第2・第4月曜日、国民の祝日、年末年始

高齢重度聴覚障害者生活支援訪問事業

- ◆対象者 市内に住所を有する60歳以上の単身の聴覚障がい者または聴覚障がい者のみの老夫婦世帯
- ◆内容 生活支援員が対象者宅を訪問し、各種制度等の情報提供や、相談活動を行う。
- ◆場所 大津町1丁目9番5号 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会(☎ 551-2152 FAX 556-0556)

(10) 行 事

行事名		年 度				
		27	28	29	30	元
障害者福祉の つどい	金 額	2,282千円	2,239千円	703千円	2,104千円	2,246千円
	参加者	2,000人	2,000人	台風接近の ため中止	2,000人	2,000人
	場 所	大分いこいの道	大分いこいの道		大分いこいの道	若草公園
知的障がい児(者) 交 流 会	金 額	2,697千円	2,784千円	2,800千円	2,800千円	2,794千円
	参加者	744人	804人	846人	840人	821人
	場 所	ハーモニーランド	ホルトホール大分	ホルトホール大分	J:COMホルトホール大分	J:COMホルトホール大分

(11) 障がい者（児）福祉関係参考資料

・身体障害者手帳所持者数

(単位：人) (令和2年4月1日現在)

障がい者 級	視 覚		聴覚音声等		肢 体		内 部		計		計
	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	
1 級	319	8			918	63	3,335	71	4,572	142	4,714
2 級	494	2	504	26	2,282	73	35	0	3,315	101	3,416
3 級	79	0	364	7	2,451	34	1,836	31	4,730	72	4,802
4 級	62	0	429	8	3,208	8	1,234	10	4,933	26	4,959
5 級	154	3	10	0	2,105	11			2,269	14	2,283
6 級	89	1	713	13	392	5			1,194	19	1,213
合 計	1,197	14	2,020	54	11,356	194	6,440	112	21,013	374	21,387
	1,211		2,074		11,550		6,552		21,387		

(18歳未満を児童とする)

・療育手帳所持者数

(単位：人) (令和2年4月1日現在)

区 分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
18 歳 未 満	129	203	253	596	1,181
18 歳 以 上	452	501	667	1,320	2,940
計	581	704	920	1,916	4,121

・精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位：人) (令和2年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
18 歳 未 満	2	296	36	334
18 歳 以 上	223	2,772	1,234	4,229
計	225	3,068	1,270	4,563

・手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元
身体障害者手帳	21,139	21,085	21,021	21,143	21,387
療育手帳	3,631	3,750	3,823	3,975	4,121
精神障害者保健福祉手帳	3,248	3,576	3,879	4,267	4,563
計	28,018	28,411	28,723	29,385	30,071

・身体障がい者補装具等給付状況

(単位：件)

種 類 \ 年 度	27	28	29	30	元
補装具（一般）	953	976	960	959	1,002
補装具（児童）	317	286	291	225	259
更生医療	1,007	894	917	970	1,062
日常生活用具	8,951	9,336	9,762	10,582	10,317

・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請状況

(単位：人)

年度	総 数	男	女	疾 患 別						
				総合失調症	てんかん	うつ病	躁うつ病	中毒症	脳器質性	その他
27	6,470	2,976	3,494	1,964	492	2,069	337	96	52	1,460
28	7,052	3,309	3,743	2,033	526	2,251	377	109	62	1,694
29	7,645	3,576	4,069	2,169	579	2,407	445	114	91	1,840
30	8,006	3,774	4,232	2,155	620	2,453	478	117	109	2,074
元	9,026	4,206	4,820	2,232	755	2,831	538	120	143	2,407

・障害者医療費助成状況

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
身体障がい者 (1級～3級)	11,349	11,202	11,060	11,035	11,706
知的障がい者 (A1～B2)	2,243	2,357	2,425	2,536	2,722
精神障がい者 (1級)	132	146	147	154	174

・障がい者在宅福祉サービス実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
居宅介護等	145,866回	158,701回	164,850回	156,837回	163,700回
移動支援	20,131回	23,467回	21,155回	26,089回	20,300回
入浴サービス	19人	26人	31人	28人	30人
手話通訳者派遣	1,324回	1,218回	1,150回	1,129回	1,488回

・障害者福祉手当支給状況

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元	
18歳未満	1・2級	210	191	175	161	153
	3・4級	88	92	95	91	99
	5・6級	52	51	53	45	45
18歳以上	1・2級	13,446	13,174	13,005	12,857	12,656
	3・4級	12,649	12,546	12,441	12,383	12,426
	5・6級	4,155	4,177	4,237	4,332	4,451
18歳未満	知的障がい者	1,460	1,594	1,621	1,671	1,704
18歳以上	知的障がい者	3,486	3,596	3,694	3,786	3,938

(人数は8月、2月に支給した延人数で算出)

・特別児童扶養手当支給状況

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
特別児童扶養手当	822	925	1,032	1,186	1,295

・特別障害者手当等支給状況

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
特別障害者手当	581	621	645	705	746
障害児福祉手当	274	316	336	397	427
福祉手当(経過措置)	22	22	22	19	18

(12) 障がい者福祉サービス等の種類

種類	設置目的
救護施設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
身体障がい者福祉ホーム	身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を利用させる。
点字図書館	無料又は低額の料金で点字刊行物を視覚障がい者の求めに応じて閲覧させる。
身体障がい者福祉センター	各種相談、機能回復訓練、スポーツ、レクリエーション等の指導を行うとともにそのために必要な便宜を提供する。
地域活動支援センターⅡ型	地域における雇用が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを行う。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人等のための援護対策として、通所による援護を行う。
知的障がい者福祉ホーム	就労(福祉的就労を含む)をしているものの、家庭環境・住宅事情等の理由により、現に住居を求めている者に独立した生活を営むため居住の場を提供する。
共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
通勤ホーム	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
自立訓練(機能・生活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受ける施設。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
就労継続支援A型・B型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

4 子ども・子育て支援

(1) 手 当

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額 (費 用)	条	
				年 齢	所 得 制 限
国 ・ 市	児童扶養手当	S37. 7. 1	① 全部支給される人 月額1人 43,160円 2人 53,350円 以下1人増えるごとに 6,110円増	18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	請求者本人の所得制限額 0人 490,000円 1人 870,000円 2人 1,250,000円
		H10. 8. 1 改正			
		H14. 8. 1 改正			
		H22. 8. 1 改正	② 一部支給される人 月額1人 43,150～10,180円 2人 53,330～15,280円 以下1人増えるごとに 6,100～3,060円増		請求者本人の所得制限額 0人 1,920,000円 1人 2,300,000円 2人 2,680,000円
		H24. 8. 1 改正			
		H26. 12. 1 改正	①、②に共通		配偶者および扶養義務者の 所得制限額 0人 2,360,000円 1人 2,740,000円 2人 3,120,000円
		H28. 8. 1 改正			
		H30. 8. 1 改正			
		R元. 9. 1 改正			
		国 ・ 県 ・ 市	児 童 手 当		H24. 4. 1

・児童扶養手当受給者数

区 分	年 度	H27	H28	H29	H30	R元
児 童 扶 養 手 当		4,739 人	4,625 人	4,512 人	4,374 人	4,212 人

件 受けられる人	申請等	参考事項	2年度 予算	負担率		
				国	県	市
父の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により父と 生計を同じくしていない 児童を養育している人 母の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により母と 生計を同じくしていない 児童を養育している人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター (支給は申請の翌月から)	年6回支給(奇数月) 1月・3月・5月・ 7月・9月・11月 ※令和元年11月より奇 数月支給(年6回支 給)へ変更	2,370,000 千円	(新法分)		
				$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$
				(旧法分)		
				$\frac{10}{10}$		
左記の年齢要件を満たす 子どもを養育している人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	年3回支給 6月・10月・2月	8,000,000 千円	0歳～3歳未満 被用者		
				$\frac{37}{45}$	$\frac{4}{45}$	$\frac{4}{45}$
				上記以外		
				$\frac{4}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$

・児童手当受給者数

年度	H27	H28	H29	H30	R元
児童手当	37,700	37,385	37,068	36,489	36,066

(2) 子ども医療費助成

実施区分	区分 施策	実施年月日	支給額	条
				対象範囲
県・市	子ども医療費助成	S49. 10. 1 H18. 10. 1 改正 H19. 10. 1 改正 H22. 10. 1 改正 H25. 10. 1 改正 H29. 10. 1 改正 R2. 10. 1 改正	保険診療の 自己負担額	15歳で中学修了前（3月31日）までの入院・通院・歯科・調剤 （小・中学生は入院のみ対象） ※R2. 10月診療分より市町村民税非課税世帯の小・中学生を対象に通院・歯科・調剤を助成

子ども医療費助成状況

区分	27	28	29
登録者数	55,296 人	58,706 人	62,298 人
助成件数	552,748 件	565,481 件	553,321 件
助成金額	1,113,491 千円	1,146,815 千円	1,113,202 千円

(3) 児童福祉相談

実施区分	区分	相談室所在等
市	中央子ども家庭支援センター	城崎町2丁目3番4号 城崎分館2階
	東部子ども家庭支援センター	東鶴崎1丁目2番3号 鶴崎市民行政センター1階
	西部子ども家庭支援センター	玉沢743番地の2 植田市民行政センター1階
県	中央児童相談所	荏隈町5丁目 大分県こども・女性相談支援センター

・児童家庭相談件数

区分	27	28	29	30	元
相談件数（延べ）	12,836 件	14,160 件	16,388 件	13,426 件	14,114 件

(4) 大分市親子通所事業

事業名	事業の目的	通所日
大分市親子通所事業 「にこにこルーム」	ことばや発達に不安のある児童や、心身に障がいのある児童を受け入れ、保育や生活指導を保護者同伴で行うことにより、児童の健全な社会性の発達を促し情緒の安定を図る。	月～金曜日 土曜日 月2回程度 （ただし、J:COMホルトホール） （大分の休館日及び祝日は除く）

件 その他	申請場所	申請に必要なもの	2年度予算	負担率	
				県	市
申請により受給資格者証交付	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健一 福祉センター所 今市除く連絡所	保険証 指定期間 鑑座 など	1,200,000千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

30	元
65,094 人	67,768 人
544,829 件	538,656 件
1,117,911 千円	1,105,645 千円

業 務	相 談 日	電話番号
育児・児童の養護、児童虐待など家庭内の あらゆる相談	土・日曜日、祝日を除く	537-5688
		527-2140
		541-1440
同 上	電話相談は24時間受付	544-2016

負担金	設置場所	備 考	元年度利用者数 (延べ)	2年度予算	負担率
無 料	J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	子育て支援課	2,681人	502千円	市単独

(5) 放課後児童クラブ事業

実施区分	区 分	事 業 の 目 的
国・県・市	児童育成クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に児童育成クラブ等で適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ※民間放課後児童クラブは、平成28年度から制度開始
国・県・市	民間放課後児童クラブ	

放課後児童クラブ利用状況

	区 分	27	28
登録児童数	放課後児童クラブ	3,687人	4,090人

(6) 大分市こどもルーム事業

実施区分	事 業 の 目 的	負 担 金
国・県・市	親子での遊びの場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談を行うなど子育て中の家庭を支援する。	無 料

(7) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

実施区分	事 業 の 目 的	負 担 金
国・県・市	一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介することで子育て家庭を支援する。	①月～金の7～19時：600円 ②土・日・祝および①の時間外：700円

負担金	設置校区数	2年度予算	負担率		
			国	県	市
4,500円	54校区	530,393千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$
4,500円～6,000円	12校区 (14箇所)	138,785千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

29	30	元
4,509人	4,779人	5,091人

設置個所数	元年度利用者数	2年度予算	負担率		
			国	県	市
11箇所	251,223人	122,970千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

設置場所	元年度登録者数	2年度予算	負担率		
			国	県	市
J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	1,589人	9,152千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

(8) 保育所等運営事業

実施区分	区 分		内 容
国・県・市	保育所及び認定こども園	保 育 所	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児（3ヵ月より1歳未満児）又は幼児（満1歳以上小学校就学前児）を保育する。
		認 定 こ ど も 園	保育所（保育部分）と幼稚園（教育部分）の機能をあわせ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う。
		（へき地保育所）	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地・開拓地・離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行いもってこれ等の児童の福祉増進を図る。
	地 域 型 保 育 事 業	小規模保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、定員6人以上19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う。
		家庭的保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、家庭的保育者の自宅で家庭的な雰囲気の中、児童を保育する。
		事業所内保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒にした保育を行う。

・公立保育所入所状況（2、3号のみ）

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元
施 設 数 （4月1日現在）	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所
定 員 （4月1日現在）	1,106 人	1,106 人	1,106 人	1,106 人	1,106 人
入 所 児 童 数 （各年4月1日現在）	1,208 人	1,193 人	1,143 人	1,201 人	1,107 人
入 所 率 （各年4月1日現在）	109 %	108 %	101 %	109 %	100 %
年 間 延 入 所 人 員 （委託含む、受託除く）	15,220 人	14,799 人	14,413 人	14,590 人	13,620 人
年 間 運 営 費	1,041,837千円	1,053,304千円	1,027,745千円	1,059,345千円	941,467千円

(9) 病児保育事業

大分市に住所がある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、入院の必要はないが、集団保育が困難で、保護者の仕事の都合・疾病・冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合に一時的にお預かりします。

実施施設名	定 員	住 所	電話番号	利用時間	負 担 金
大分こども病院	12	片 島	567-1230	8：30～17：30	利用者1日1人当たり 2,000円 （給食費込み） ※生活保護世帯や市民税非課税世帯については減免制度あり
大分岡病院	12	西鶴崎	522-3187		
西の台医院	12	椎 迫	090-3734-4228		
天心堂へつぎ病院	12	中戸次	597-0050		
谷村胃腸科小児科医院	12	大在浜	529-8686		
かわのこどもクリニック	6	田中町	545-0040		

施設数		2年度予算	負担率		
			国	県	市
公立	13施設	133,000千円			単独
私立	58施設	5,711,851千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	49施設	7,025,048千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	1施設	3,291千円			単独
私立	16施設	691,567千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	7施設	70,113千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	4施設	172,331千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

・私立保育施設入所状況（2、3号のみ）

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数 (4月1日現在)	85ヵ所	93ヵ所	102ヵ所	120ヵ所	129ヵ所
定員 (4月1日現在)	7,633人	7,955人	8,395人	9,411人	10,031人
入所児童数 (各年4月1日現在)	7,294人	7,792人	8,060人	8,866人	9,252人
入所率 (各年4月1日現在)	96%	98%	96%	94%	92%
年間延入所人員 (委託含む、受託除く)	93,675人	97,866人	102,709人	111,871人	117,449人
年間運営費	7,037,697千円	7,470,934千円	8,447,210千円	9,660,086千円	10,393,812千円

利用期間	申込方法	元年度延利用者数	2年度予算	国	県	市
継続して7日間が限度	かかりつけの医療機関で受診し、利用申請書に診断結果を記入してもらった後、希望の実施施設に提出が必要。	8,154人	125,635千円	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$

保育所・認定こども園（保育部分）の保育料

令和2年度 大分市保育認定保育料基準額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			保 育 料（月額・円）	
階層区分	定 義		3 歳 未 満 児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯又は里親（※7）の属する世帯		0	0
B 1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等、 在宅障害児（者）の いる世帯等（※3）	0	0
B 2		B 1 に該当する世帯 以外の世帯	0	0
C	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ の世帯 (所得割の額のない世帯)	(9,800 4,900)	(9,600 4,800)
D 1		所得割の額 48,600円未満	(13,600 6,800)	(13,300 6,650)
D 2		48,600円以上 97,000円未満	(22,500 11,250)	(22,100 11,050)
D 3		97,000円以上 169,000円未満	(36,000 18,000)	(35,300 17,650)
D 4		169,000円以上 301,000円未満	(44,000 22,000)	(43,200 21,600)
D 5		301,000円以上 397,000円未満	(46,000 23,000)	(45,200 22,600)
D 6		397,000円以上	(59,800 29,900)	(58,700 29,350)

・令和元年10月1日より、3歳児以上の保育料は無料となります。

- (1) 保育料決定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税含む）・株式等譲渡所得割額控除・配当割額控除の適用はありません。
- (2) 小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園・企業主導型保育所などを利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は（ ）内の額、第3子以降は0円とします。
なお、認可外保育施設を利用する子どもは算定対象外となります。
- (3) ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等であっても、市町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。
- (4) 8月分までの保育料は令和元（2019）年度の市町村民税額、9月分以降の保育料は令和2年度の市町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。
- (5) この保育料のほかに、各園によって給食費などの実費徴収や上乘せ徴収があります。
3歳以上児の保育料は無料となりましたが、副食費については保護者のご負担となります。ただし、以下にあてはまる方は免除となります。

①市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯や在宅障がい児（者）がいる世帯等は77,101円未満）の世帯の子ども

②第3子以降の子ども（「第3子」の考え方は（2）と同様）

副食費の徴収額は各施設によって異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

- (6) 平成26年度までは、平成22年度の税制改正により廃止された旧・年少扶養控除があったものとして再計算した所得税額により保育料を決定していましたが、平成27年度からはこの取扱いは行いません。新しい基準額表は、旧・年少扶養控除廃止の影響を考慮して設定しています。
- (7) 「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を言います。
- (8) 「ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。
 - ①「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ②「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア．身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ．療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ．精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ．特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 ひとり親家庭支援

(1) 遺族基礎年金

実施区分	種類	支給の条件	年金額 (R2.4月時点)
国	遺族基礎年金	<p>次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人に扶養されていた子のある配偶者または子に支給</p> <p>※子とは、18歳到達年度の末日までにある子 (国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満)</p> <p>(1)国民年金の被保険者 (2)国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人 (3)老齢基礎年金の受給権者であった人(※) (4)老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人(※)</p> <p>(※)平成29年8月からは保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算して25年以上ある人</p> <p>ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要(死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい)</p>	<p>1. 子のいる配偶者が受ける場合 子1人のとき 年 1,006,600円 2人のとき 年 1,231,500円 3人目以降の子 1人につき 75,000円 を加算</p> <p>2. 子が受ける場合 子1人のとき 年 781,700円 2人のとき 年 1,006,600円 3人目以降の子 1人につき 75,000円 を加算</p>
	寡婦年金	<p>第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給</p> <p>ただし、以下に該当する人は請求できません。 (1)夫が障害基礎年金の受給権を有していた場合 (2)夫が老齢基礎年金を受け取ったことがある場合 (3)妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合</p>	<p>夫が受けるはずの老齢基礎年金額の$\frac{3}{4}$</p>

支 払 期 間	元年度支給実績		請 求	参 考 事 項
	件数	年金額(千円)		
原則、死亡日の翌月から最後の子が18歳に達する日の属する年度末（3月末）まで（国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満）	764	596,557	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口) または各支所 今市除く連絡所	年6回支給 2・4・6・8・10・12月の15日 支払 郵便局・銀行 (土・日曜日、祝日の場合は前日)
(開始月) 下記のいずれか遅い日の属する月の翌月 ①夫の死亡日 ②妻の60歳の誕生日の前日 (終了月) 下記のいずれかの早い日の属する月 ①妻の65歳の誕生日の前日 ②妻の死亡日 ③再婚日 ④第三者の養子となった日	17	6,240		

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 2年度予算額：54,000千円

実施区分	種類	貸付対象	貸付金額の限度額
国 ・ 市	母子 ・ 父子 ・ 寡婦 資金	児童・子	小学校 64,300円
			中学校 81,000円
			〈高等学校・専修学校（一般課程・高等課程）〉
			国公立・専修一般 自宅 150,000円
			宅外 160,000円
			私立・専修高等 自宅 410,000円
			宅外 420,000円
			〈大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校〉
			国公立 自宅 410,000円
			宅外 420,000円
	私立 自宅 580,000円		
	宅外 590,000円		
	〈大学院・修士課程及び博士課程〉		
	国公立 380,000円		
私立 590,000円			
〈修業施設〉			
自宅 272,000円			
宅外 282,000円			
母子 ・ 父子 ・ 寡婦 資金	就学支度資金	児童・子	〈高等学校・専修学校（高等課程）〉（月額）
			国公立 自宅 27,000円
			宅外 34,500円
			私立 自宅 45,000円
			宅外 52,500円
			〈高等専門学校〉（月額）1年生の場合
			国公立 自宅 31,500円
			宅外 33,750円
			私立 自宅 48,000円
			宅外 52,500円
母子 ・ 父子 ・ 寡婦 資金	修学資金	児童・子	〈専修学校（専門課程）〉（月額）
			国公立 自宅 67,500円
			宅外 78,000円
			私立 自宅 89,000円
			宅外 126,500円
			〈短期大学〉（月額）
			国公立 自宅 67,500円
			宅外 96,500円
			私立 自宅 93,500円
			宅外 131,000円
母子 ・ 父子 ・ 寡婦 資金	修業資金	児童・子	〈大学〉（月額）
			国公立 自宅 71,000円
			宅外 108,500円
			私立 自宅 108,500円
			宅外 146,000円
			〈大学院・国公立及び私立〉（月額）
			修士課程 132,000円
			博士課程 183,000円
			〈専修学校（一般課程）〉（月額）
			49,500円
月額			
68,000円			
自動車運転免許の取得			
460,000円			

据置期間	償還期限(最長) (据置期間経過後)	元年度貸付実績		利子	違約金	申請
		件数	金額(千円)			
当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程) は5年)	5	1,510	無利子	延滞元利合計金額につき年3%	子育て支援課
	20年以内 (修業は5年)	19	11,661			
知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	2	852			

実施区分	種類	貸付対象	貸付金額の限度額		
国・市	母子・父子・寡婦資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童	一般	100,000円	
			通勤用自動車購入	230,000円	
	生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額	68,000円	
			自動車運転免許の取得	460,000円	
	転宅資金		知識技能習得	月額 141,000円	
			医療・介護・失業期間・生活安定	月額 105,000円	
	住宅資金		*上記において、母が生計中心者でない、または扶養する子のない寡婦の場合		月額 70,000円
				260,000円	
	事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等	一般	1,500,000円	
			特別(災害等により住宅が全壊した場合)	2,000,000円	
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等		2,930,000円		
			1,470,000円		
医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童 (介護については児童を除く)	医療	340,000円		
		特別(所得税が課せられていない者)	480,000円		
結婚資金	児童・子	介護	500,000円		
			300,000円		

(3) 相談業務

実施区分	種類	相談室所在	相談員数	設置者
市	母子・父子相談 償還相談	子育て支援課 または ひとり親家庭支援プラザ※ (J:COMホルトホール大分3階)	4人	市

(4) ひとり親家庭等医療費助成

実施区分	区分 施策	実施年月日	支給額	条
				対象範囲
県・市	ひとり親家庭等医療費助成	S49. 7. 1	保険診療の自己負担額 (但し、親には一部自己負担金あり)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する母子家庭の母親、または父子家庭の父親、その児童及び父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

据置期間	償還期限(最長) (据置期間経過後)	元年度貸付実績		利子		違約金	申請
		件数	金額(千円)				
貸付けの日から1年	6年以内	0	0	無利子(児童対象分)		延滞元利合計金額につき年3%	子育て支援課
知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	7	3,333	保証人			
知識技能習得期間満了後 6ヶ月 医療・介護期間満了後 6ヶ月 失業貸付期間満了後 6ヶ月 生活安定貸付期間満了後 6ヶ月	20年以内 5年以内 5年以内 8年以内	0	0	あり	なし		
貸付けの日から6ヶ月	3年以内	0	0	無利子	年1.0%		
	一般 6年以内 特別 7年以内	0	0				
貸付けの日から1年	7年以内	0	0				
貸付けの日から6ヶ月		0	0				
医療・介護期間満了後 6ヶ月	5年以内	0	0				
貸付けの日から6ヶ月	5年以内	0	0				

業 務	相 談 日	参 考
母子(父子)家庭に関する各種の相談	土・日曜日、祝日を除く ※ひとり親家庭支援プラザは 毎週土曜日 午前9時～午後5時 (12月28日～1月3日は休館)	子育て支援課

件		対象者数	申 請	2年度予算	負担率	
所得制限	その他				県	市
受給者本人の所得制限額	申請により 医療証交付	母子 10,007人 父子等 519人 計 10,526人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	340,000千円	1/4	3/4
0人 1,920,000円						
1人 2,300,000円						
2人 2,680,000円						
扶養義務者の所得制限額						
0人 2,360,000円						
1人 2,740,000円						
2人 3,120,000円						

(対象者数は、令和2年5月31日現在)

・ひとり親家庭等医療費助成状況

区分	年度	27	28	29	30	元
助成延人員		141,976人	150,767人	148,694人	145,883人	145,527人
金額		314,553千円	335,648千円	328,035千円	325,087千円	330,332千円

(5) 母子生活支援施設運営事業

実施区分	施設名	事業の目的
国・市	しらゆりハイツ	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

・しらゆりハイツ入所状況（母子生活支援施設）

区分	年度	27	28	29	30	元
入所延世帯数		188世帯	183世帯	181世帯	214世帯	189世帯

負 担 金	2 年度予算	負担率	
		国	市
児童福祉法等に基づく負担金等の徴収に関する規則に規定	56,225千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

6 生活保護

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

最低限度の生活を保障する基準（最低生活費）は、厚生労働大臣が定めることになっており、国民生活の動向に対応し、決定されます。

令和2年度の本市における標準3人世帯（夫33才、妻29才、子4才）の最低生活費（生活扶助）は、147,270円です。自己の資産及び能力その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活費に収入が満たない場合のみ、その不足分について扶助を受けることができます。

(1) 保護の種類

- ① 生活扶助 衣食その他、日常生活の需要を満たすために必要な費用
- ② 教育扶助 義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食などの費用
- ③ 住宅扶助 家賃、地代、簡単な補修及び維持に必要な費用
- ④ 医療扶助 診療、投薬、入院などの費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービス利用に伴う必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に伴う必要な費用
- ⑦ 生業扶助 小規模の事業に必要な資金、器具、資料及び技能の修得や就労、高校等就学のために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭を行うために必要な費用

生活保護は、以上8種類の扶助から成っており、それぞれの基準額は次のとおりです。

① 生活扶助

イ. 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

◎標準3人世帯 ※冬季加算は除く

(単位：円)

	第1類					第2類	第1類 + 第2類	生活扶助 基準額 ①	児童養育 加算 ②	最低生活費 ①+②
	夫(33才)	妻(29才)	子(4才)	通減率	合計額×通減率					
基準額①	38,240	38,240	25,030	1.0000	101,510.0	50,600	152,110.0	137,080	10,190	147,270
基準額②	35,230	35,230	27,470	0.8350	81,771.55	54,230	136,001.55			
①×0.9							136,899.00			
①×0.855							130,054.05			
基準額③	43,770	43,770	41,190	0.7151	92,054.8	45,110	137,164.8			

※10円未満切り上げ

生活扶助基準額（第1類+第2類）の計算方法（平成30年10月以降3年間の激変緩和措置）

$$\text{生活扶助基準額（令和2年度）} = A \times 1 / 3 + (B + C) \times 2 / 3$$

(上記計算で算出した基準額を1円未満切り捨ての後、10円未満切り上げ)

A = (第1類(世帯員全員の基準額②合計) × 通減率② + 第2類(基準額②)) or (第1類(世帯員全員の基準額①合計) × 通減率① + 第2類(基準額①)) × 0.9 の高い方
 B = (第1類(世帯員全員の基準額③合計) × 通減率③ + 第2類(基準額③)) or (第1類(世帯員全員の基準額①合計) × 通減率① + 第2類(基準額①)) × 0.855 の高い方
 C = 生活扶助本体に係る経過的加算

※入院患者、施設入所者、出稼ぎ者が世帯にいる場合は、当該者と居宅にいる世帯員とは別に最低生活費を算出するため、上記計算ではこれらの者は世帯人数には含めない。

ロ. 移送、転居、遺骨（体）の引取り、納骨、施設入所等の費用

② 教育扶助

イ. 学校教育費（基準額、学級費等）

小学校 各学年とも 3,450円

中学校 各学年とも 5,870円

ロ. 学習支援費 小学校 各学年とも 16,000円以内／年

中学校 各学年とも 59,800円以内／年

ハ. 学校給食費 実 費

③ 住宅扶助

イ. 家賃・間代等（限度額）

单身	29,000円	2人	35,000円	3～5人	38,000円
		6人	41,000円	7人以上	45,000円

※世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合や住居等の床面積が、15㎡以下の場合はこの限りではありません。

ロ. 家屋補修その他住宅の維持のため必要な費用 122,000円以内

④ 医療扶助

イ. 指定医療機関等における診療費、薬剤・治療材料の購入費

ロ. 施術費

ハ. 移送費

⑤ 介護扶助

イ. 居宅又は施設において、介護サービスを受ける費用

ロ. 福祉用具購入費

ハ. 住宅改修費

ニ. 移送費

⑥ 出産扶助

イ. 分娩介助費 施設分娩の場合 295,000円以内

居宅分娩の場合 259,000円以内

ロ. 衛生材料費 6,000円以内

⑦ 生業扶助

イ. 生業に必要な資金、器具代又は資料代 47,000円以内

ロ. 生業に必要な技能の修得費 81,000円以内

ハ. 高校等就学費

ニ. 就職支度金 32,000円以内

⑧ 葬祭扶助

- イ. 検案料
 - ロ. 死体の運搬料
 - ハ. 火葬又は埋葬料
 - ニ. 納骨その他葬祭に必要な費用
- } 209,000円以内（大人の場合）

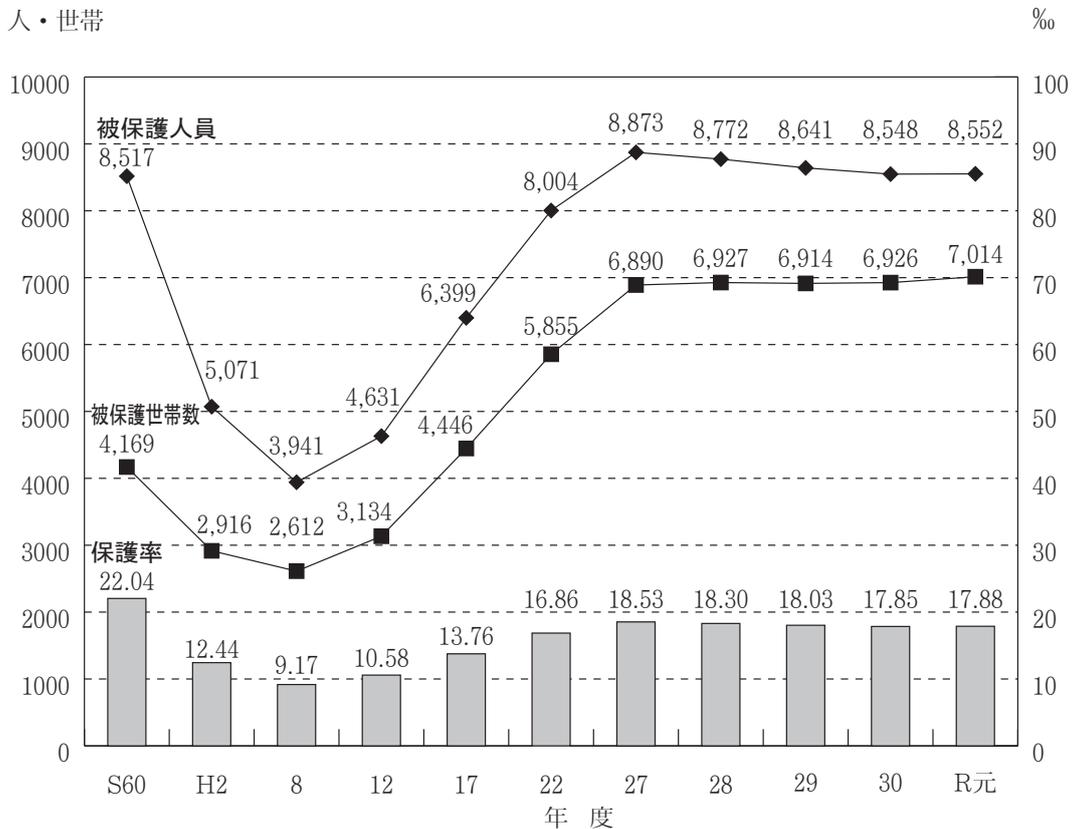
(2) 本市の現況

本市における令和2年3月31日現在の被保護世帯数は7,019世帯、被保護人員は8,537人、保護率は17.88%（パーミル）となっています。

年度別の推移をみると、昭和51年度に年平均保護率13.37%と底を打った後増加を続け、昭和60年度には保護率22.04%でピークに達しました。その後、昭和61年8月からの適正実施の推進及び他法・他施策の活用により減少を続けましたが、平成8年度の保護率9.17%を境に再び増加に転じました。特に平成20年以降は金融危機による景気悪化の影響を受け、生活保護の相談・申請件数が急激に増加し、被保護人員も増加を続けていましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。（月別の被保護世帯数・被保護人員・保護率の最小値は、平成8年5月の2,568世帯、3,880人、9.05%です。）

令和2年3月31日現在の世帯類型別構成比では、高齢者世帯（59.5%）の割合が最も高く、次いでその他世帯（14.3%）、障害者世帯（12.8%）となっています。これは保護の要因が多様化していることを反映したものと思われます。

被保護世帯数等の推移（年度平均）



世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

年度	被保護世帯数（世帯）							構成比（％）				
	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	停止世帯	合計	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯
S 60	840	2,147		893	289	0	4,169	20.1	51.5		21.4	7.0
H 2	868	1,291		510	247	0	2,916	29.8	44.3		17.5	8.4
8	1,117	971		272	249	3	2,612	42.8	37.2		10.4	9.6
12	1,400	906	170	304	348	6	3,134	44.8	29.0	5.4	9.7	11.1
17	1,895	1,193	365	354	632	7	4,446	42.7	26.9	8.2	8.0	14.2
22	2,516	1,724	561	370	663	21	5,855	43.1	29.6	9.6	6.3	11.4
27	3,464	904	847	319	1,313	44	6,890	50.6	13.2	12.4	4.7	19.2
28	3,654	877	838	300	1,217	40	6,927	53.1	12.7	12.2	4.4	17.7
29	3,772	834	861	263	1,148	37	6,914	54.9	12.1	12.5	3.8	16.7
30	3,874	769	903	242	1,085	52	6,926	56.4	11.2	13.1	3.5	15.8
R 元	4,032	742	920	238	1,028	53	7,014	57.9	10.7	13.2	3.4	14.8

※構成比は、停止世帯を除いた割合です。また、各世帯数の合計と合計欄は端数処理のため一致しない場合があります。平成12年度より傷病・障害者世帯を傷病者世帯と障害者世帯に区分しています。

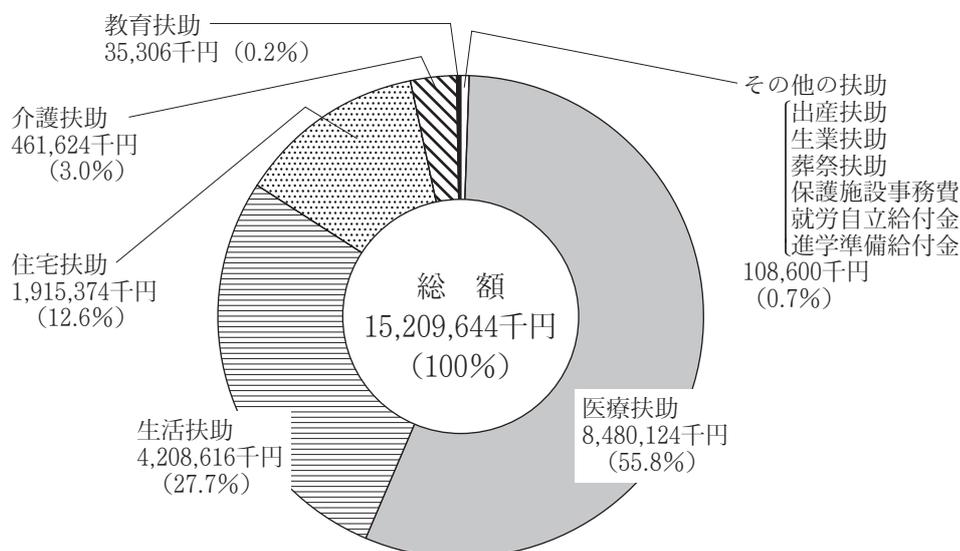
(3) 扶助費別支給状況

〈2年度予算額：15,300,000千円、負担率：国 $\frac{3}{4}$ ，市 $\frac{1}{4}$ 〉

令和元年度生活保護費の扶助費支給総額は、15,209,645千円です。その扶助費別支給状況は下のグラフのとおりです。

このグラフでみるとおり、医療扶助が55.8%と過半数を占め、生活扶助と合わせると全体の83.5%となっています。このことは、世帯類型別被保護世帯数の構成比でみたように高齢者世帯と傷病者世帯で約69%を占めていることに起因しているものと思われます。

また、医療扶助の内訳は、入院費が5,177,689千円、入院外診療が3,258,604千円であり、入院費が医療扶助の61.1%を占めており、扶助費全体の中でも34.0%と大きな比重を占めています。



7 人権・同和行政

(1) 講演会の開催

ア 差別をなくす市民啓発講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
令和 元年度（8月）	J:COMホルトホール大分 大ホール	谷口真由美 氏 （法学者）	おばちゃん目線で見ると社会の問題 ～みんなハッピーに暮らすには～
30年度（7月）	J:COMホルトホール大分 大ホール	宇梶 剛士 氏 （俳優）	転んだら、どう起きる？
29年度（8月）	ホルトホール大分 大ホール	ゴルゴ松本 氏 （タレント・お笑い芸人）	命の授業
28年度（7月）	ホルトホール大分 大ホール	藤岡 弘、氏 （俳優・武道家）	武士道から学ぶ道徳教育の実践 ～とりもどそう、思いやりのところ～
27年度（7月）	ホルトホール大分 大ホール	井沢 元彦 氏 （作家）	～差別意識のルーツを探る～ ケガレと日本人

イ 人権講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
令和 元年度（12月）	大在公民館	劇団希望舞台・ 有馬 理恵 氏	演劇「釈迦内枢唄」と有馬理恵氏による 人権講話
30年度（12月）	植田公民館	水澤 心吾 氏 （俳優）	一人芝居 決断 命のビザ ～SEMPO 杉原千畝物語～
29年度（12月）	大南公民館	露の 新治 氏 （落語家）	新ちゃんのお笑い人権高座
28年度（12月）	佐賀関公民館	辻本 一英 氏 〔芝原生活文化研究所 代表・ 阿波木偶箱まわし保存会顧問〕	人権文化を考える ～福を運んだ人形まわし～
27年度（12月）	大分西部公民館	加藤 みどり 氏 （声優・俳優）	家・人・家族 ～アニメ「サザエさん」一家と核家族 時代に見る人間模様～

※ 教育委員会においても公民館などで、8月の差別をなくす運動月間、12月の人権週間を中心に人権に関する講演会や講座などを開催。

(2) 人権相談

ア 法務局（職員・人権擁護委員）における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相 談 日 ・ 時 間	相 談 課 名
みんなの人権110番	人権全般	月～金 8：30～17：15	大分地方法務局 人権擁護課
女性の人権ホットライン	女性に関する人権問題全般 （特にDV、セクハラ）	月～金 8：30～17：15	
子どもの人権110番	いじめ、児童虐待、体罰など 子どもの人権に関する相談	月～金 8：30～17：15	

※ 特設人権相談を年15回程度、人権啓発センター（ヒューレおおいた）、支所及び地区公民館で開設。

イ 市役所他における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相 談 日 ・ 時 間	相 談 課 名	
人権相談	人権全般・同和問題	月～金 8：30～17：15	人権・同和对策課	537-5618
		旭町文化センター		546-2772
		人権・同和教育課		537-5651
		〈職員による相談〉 9：00～17：00 (休館日 第2・4月曜は除く) 〈人権擁護委員による相談〉 第1 水曜日 10：00～15：00 (12：00～13：00は除く)	人権啓発センター (ヒューレおおいた)	576-7593
無料法律相談	弁護士による、暮らしの中の法的な問題についての相談(予約制)	第1・3木曜、第2水曜 及び第4火曜 13：00～15：00	市民相談室	537-5726
教育相談	いじめや不登校、家庭での子育て、発達、特別支援教育に関する事など教育相談全般	<電話相談> 月～金 9：00～17：30 土曜日 9：00～16：45 <来所相談>(予約制) 月～土 9：00～17：00	大分市教育センター 教育相談・特別支援 教育推進室 (エデュ・サポート おおいた)	533-7744
青少年相談	小中学生の非行・問題行動等小中学生に関する相談	月～金 8：30～17：15	(学校教育課) 児童生徒支援室	537-5998
母子・父子相談	母子・父子家庭や寡婦の方に対する、生活や就業等の相談	月～金 8：30～18：00	子育て支援課	537-5721
		土曜日 9：00～17：00 ※年末年始は除く	ひとり親家庭支援プラザ	576-8882
児童家庭相談	児童虐待や18歳未満の子どものことで、悩んだり困ったりしていることに関する相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援センター	537-5688
		月～金 8：30～17：15	東部子ども家庭支援センター	527-2140
		月～金 8：30～17：15	西部子ども家庭支援センター	541-1440
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援センター	537-5666
認知症の悩み電話相談	認知症に関する相談	月～金 9：00～16：30	保健予防課	537-1165 (専用電話)
日常生活自立支援事業に関する相談	判断能力に不安のある方の金銭管理や福祉サービスに関する事	月～土 (休館日 第2・4月曜は除く) 9：00～18：00	(大分市社会福祉協議会) あんしんサポートセンター大分	547-8320
高齢者相談	高齢者に関する相談	月～金 8：30～17：15	長寿福祉課	537-5679
知的障がい相談	知的障がいがある人に関する相談	毎週火曜 10：00～15：00	市民相談室(左記の日時以外は障害福祉課TEL537-5658)	537-5726
聴覚障がい相談	聴覚障がいがある人に関する相談	毎週金曜 10：00～15：00		
精神障がい相談	精神障がいがある人に関する相談	第1～4水曜 9：00～15：00 (12：00～13：00は除く)		
障がい児(者)相談	障がい児(者)に関する相談	月～金 8：30～17：15	障害福祉課	537-5658
エイズ(HIV)相談	エイズに関する相談 HIV(エイズ)・性感染症検査に関する事	月～金 9：00～17：00	保健予防課	537-8190 (専用電話)

(3) 大分市旭町文化センター

〈2年度予算額：28,036千円、負担率：国一部負担，市その他〉

旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館として各種の教養文化教室や暮らしの中の人権講座、人権を考える講演会などさまざまな事業を通じて、同和問題（部落差別）をはじめ各種人権課題に対する理解を深めていただくため、住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての活動を展開している。

ア 所在地 大分市旭町1番1号

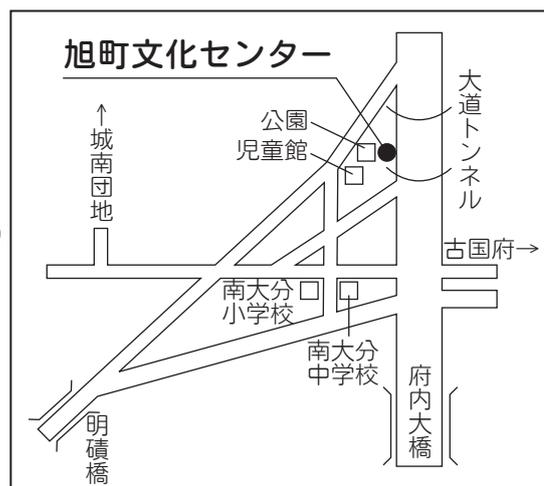
電話 546-2772

開館時間 午前9時から午後10時まで

(問い合わせは午前8時30分から
午後5時15分まで)

休館日 毎週土・日曜日、国民の祝日

年末年始(12月29日～1月3日)



イ 事業内容

● 相談事業

生活相談、住宅相談、職業相談、人権相談、年金や税金に関する相談など、生活上の悩みやトラブルに対する支援・助言・指導。

● 啓発・広報事業

人権・同和問題を正しく理解してもらうために、「人権を考える講演会」を年2回、「暮らしの中の人権講座」を年5回開催。また、啓発ビデオの上映会や貸し出しを実施。

さらに、センターの活動案内などを掲載した広報誌「あさひ」を年4回、「あさひ特集号」を年1回発行。

● 保健衛生事業

生活習慣病の予防や健康保持のため「健康づくり教室(体操、料理)」や、認知症に関する理解を深めてもらう「認知症サポーター養成講座」を開催。また、病気の早期発見や予防のため、定期的に「健康相談」や「生活習慣病、がん検診」などを実施。

● 福祉事業

高齢者の交流を支援するため、毎週木曜日は「いこい室」を開放。また、毎週月・水・金曜日は、60歳以上の方を対象に施設での入浴サービスを実施。

● 教養・文化事業

学習や創作活動を通じて、お互いの交流が深められるよう、「料理教室、生花教室、健康体操教室、民謡教室、大正琴教室、パッチワーク教室、書写・書道教室、囲碁教室、太極拳教室、男性料理教室、男性健康体操教室、パソコン教室」を開催。

● その他（貸館事業）

同和問題（部落差別）をはじめあらゆる人権問題の解決のため、教職員やP T Aの方々による学習活動や研修の場としての利用。また、周辺地域住民による会議や交流の場としての利用。

ウ 利用状況（延人数）

（単位：人）

区分		年 度					
		27	28	29	30	元	
主 催 事 業	人権講座	196	379	444	442	415	
	人権講演会	212	233	216	222	227	
	ビデオ鑑賞	9	15	39	59	18	
	がん検診等	32	21	33	15	16	
	健康相談	35	37	26	22	29	
	健康づくり教室	42	52	40	39	32	
	認知症サポーター養成講座	13	13	20	14	8	
	料理教室（午前）	298	280	210	266	273	
	料理教室（午後）	150	130	127	143	83	
	健康体操教室	373	611	714	759	737	
	生花教室	269	193	155	188	237	
	民踊教室	112	127	106	135	122	
	大正琴教室	331	301	338	362	369	
	パッチワーク教室	354	421	336	344	319	
	書写・書道教室	337	344	373	235	355	
	囲碁教室	753	427	467	609	515	
	太極拳教室	384	585	652	743	734	
	男性料理教室	321	302	227	228	162	
	男性健康体操	110	211	250	247	335	
	パソコン教室（昼）	307	269	236	225	194	
	パソコン教室（夜）	128	216	147	68	136	
	お風呂利用	1,313	1,308	1,289	1,274	514	
	いこい室利用	710	375	243	205	67	
	地域交流活動	770	935	800	800	800	
	貸 館 事 業	各種会議	424	766	619	698	735
		人権研修会	735	634	593	780	803
		自主サークル活動	1,043	1,446	1,211	1,449	920
合 計		9,761	10,631	9,911	10,571	9,155	

(4) 人権啓発センター

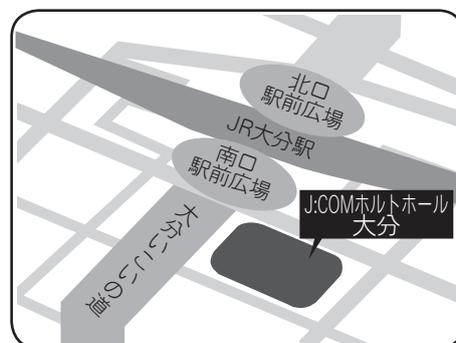
〈元年度利用者数：47,040人、2年度予算額：13,105千円、負担率：市単独〉

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざし、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権に関する情報の発信、相談・支援、学習・交流の場の提供を行います。

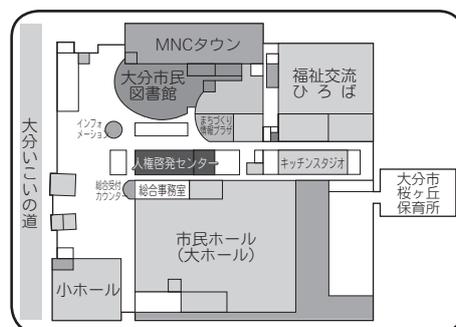
ア 施設の概要

- ① 開設日 平成25年7月20日（土）
- ② 所在地 大分市金池南1丁目5番1号
「J:COMホルトホール大分」1階
電話 576-7593
- ③ 施設内容 展示スペース、図書・DVD等閲覧コーナー、相談室、福祉総合ミーティングルーム
- ④ 開館時間 午前9時～午後6時
- ⑤ 休館日 第2・4月曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その後の休日以外の日）、12月28日から1月3日
- ⑥ 愛称 ヒューレおおいた（人権啓発の英語表記 human rights enlightenment〔ヒューマン ライツ エンライトメント〕の頭文字「hure（ヒューレ）」を取った）

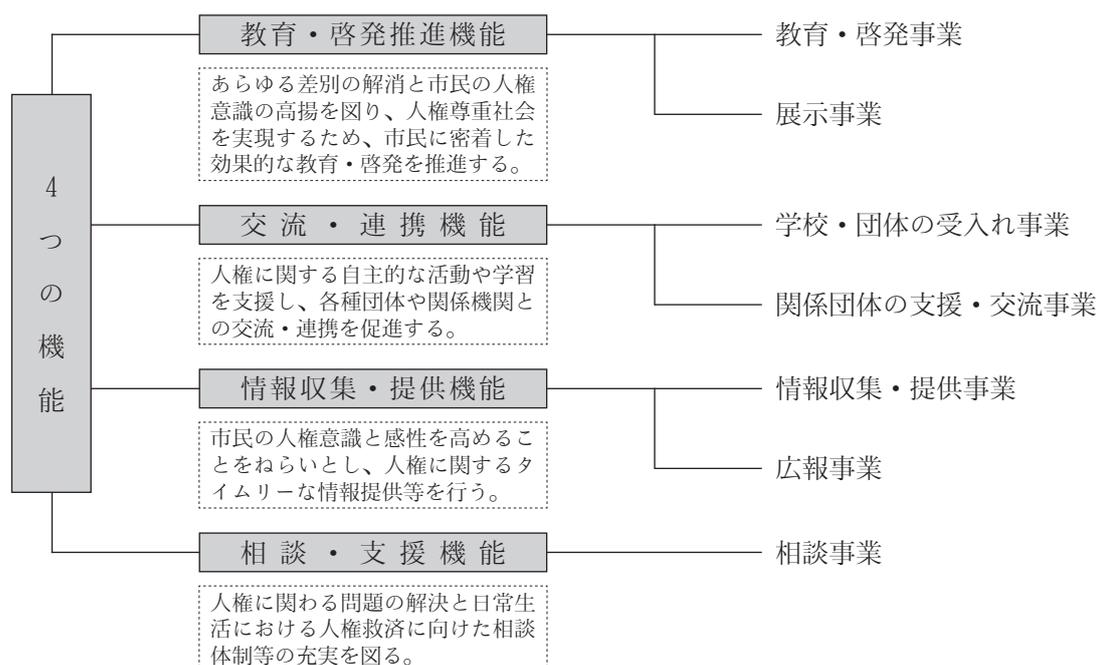
周辺案内図



J:COMホルトホール大分1階部分



イ 機能及び事業



ウ 各機能及び事業内容の概要

機 能	事 業	概 要 等
○教育・啓発推進機能	リーダー養成講座	地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした講座を開催する。
	講演会	人権講演会を実施する。
	常設展示	本市の人権に関する取組みや基本計画に掲げる重要課題の現状や課題等をパネル化し、センター内の壁面に常時掲示する。
	特別展示	あらゆる人権問題について学習する契機として、テーマを設定し、パネル等の展示会を実施する。
	講師紹介事業	人権学習啓発講師の紹介を行う。
○交流・連携機能	学校・団体の受入れ	各種団体、学校等の人権学習を支援するため、市独自作成のDVD等を活用した人権研修や小中学校の児童・生徒については、人権・同和教育の一環として、体験活動等も盛り込む。
	人権関係団体の支援・交流	団体相互の連携や交流を図ることを目的に、各人権関係団体の活動資料などを掲示する場の提供を行うとともに、団体を対象とした研修会を実施する。
○情報収集・提供機能	図書・DVDの貸出	センターに所蔵する人権に関する図書やDVDを市民・団体・企業等に貸し出す。
	人権関係資料等の収集・提供	国内外のあらゆる人権問題に関する情報や資料を収集し、センター内への掲示等により情報発信する。
	センターだよりの発行	人権情報やセンター事業の紹介等を掲載した定期刊行紙を発行する。
	パンフ・資料等の作成	センターのリーフレットの作成、更新や各種の啓発資料を作成する。
○相談・支援機能	相談事業	毎月第1水曜日（午前10時から正午、午後1時から午後3時）に、人権擁護委員による相談を実施する。 （別途、職員による人権相談も行う。）

8 その他の福祉

(1) 災害対応

実施区分	支給内容	支給目的	支給金額			
			区分	対象	自然災害	自然災害以外
市	災害見舞	罹災者に見舞金を贈り、一日も早い自立更生に資することを目的としている。	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯	50,000円	30,000円
			半焼、半壊、半流失、半埋没	1世帯	20,000円	10,000円
			床上浸水	1世帯	10,000円	
			死亡者	1人につき	50,000円	30,000円
			負傷	重傷	1人につき	10,000円
	軽傷	1人につき	5,000円			

(2) 避難行動要支援者対策事業

実施区分	事業の目的	事業内容
市	<p>災害において、高齢者や障がい者などの犠牲を最小限に抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難において支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられた。</p> <p>本市においても避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供を行うとともに、平常時より同意を得た方の名簿をあらかじめ避難支援等関係者（地域の方々など）へ提供しておくことで、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的としている。</p>	<p>市で把握している情報を基に、避難行動要支援者の名簿を作成し、大規模災害時には、避難所等へ提供し安否確認等に活用する。</p> <p>対象者には、災害に備えてあらかじめ避難支援等関係者へ名簿を提供しておくかの意思確認を行い、同意を得られた方については、名簿を提供する。</p> <p>また、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われるよう、地域内での情報共有をすすめるとともに、情報伝達や安否確認ができる体制を構築し、個別計画の作成支援や避難訓練に取り組むよう自主防災組織に対し働きかけを行っている。</p> <p>なお、連絡体制表を整備し、それを基にした情報伝達を試行した自主防災組織に対して補助金を交付している。</p>

(3) 災害時要配慮者支援事業費補助金

実施区分	事業の目的	交付要件
市	<p>要介護高齢者や障がい者などの災害時要配慮者（避難行動要支援者含む）が、災害時に迅速に避難するためには、事前に地域の関係者が対象者を把握し、体制を整えておく事が重要である。</p> <p>そのため、自主防災組織における災害時要配慮者への避難支援の体制づくりを推進する。</p>	<p>以下の要件を満たした自主防災組織に対し交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者の連絡体制表を整備すること ・災害時要配慮者に対する情報伝達等を試行すること

元年度実績		2年度予算額	負担率	備考
自然災害	自然災害以外	700千円	市単独	福祉保健課
1件	7件			

避難行動要支援者とは	対象者数等	2年度 予算額	負担率	備考
<p>災害時に自ら避難することが困難な方で、避難のために特に支援を必要とする、以下の要件に該当する方。 なお、有料老人ホーム等の施設入所者は対象外。</p> <p>①身体障害者手帳第1種を所持する方 ②療育手帳A1、A2を所持する方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ④障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方 ⑤要介護認定3～5を受けている方 ⑥「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方 ⑦小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方 ⑧上記以外で自治委員や民生委員等から特に支援が必要とされた方 ⑨上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた方 *⑧⑨については、一定の基準に該当する方が対象</p>	<p>避難行動要支援者数 8,002人</p> <p>避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書の返信率 89.52%</p> <p>※令和2年6月末日現在</p>	8,263千円	市単独	福祉保健課

補助対象経費・補助額	元年度 実績	2年度 予算額	負担率	備考
<p>補助対象経費 会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費 活動費（1人あたり1日2千円を限度）</p> <p>補助額 補助対象経費の10/10 ※ただし、1組織あたり、年6万円を限度 連合防災会に対しては、自治区数を乗じた額を限度とする。</p>	197件 7,378千円	21,000千円	市単独	福祉保健課

(4) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務

実施区分	項目	業務
国・市	戦没者遺家族援護 戦傷病者援護 軍人恩給 戦没者追悼式	戦没者遺家族の年金・特別弔慰金等 戦傷病者手帳交付申請、乗車券引換証交付申請等の進達事務 恩給関係の調査事務 戦没者追悼式式典事務

(5) 生活困窮者自立支援制度

実施区分	名称	内
国・市	自立相談支援事業	<p>①就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者が必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業。</p> <p>②生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせん</p> <p>③生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚いその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に実施されるものを行う事業。</p>
	住居確保給付金の支給	<p>生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居るものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認めらるる者</p> <p>【支給期間】 3ヶ月。(ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により、3ヶ月ごとの延長が可能である。)</p> <p>【支給限度額】 生活保護の住宅扶助限度額が上限。(1人世帯：29,000円、2人世帯：41,000円、7人以上：45,000円)</p> <p>【対象者要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。 ・ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること又は就業し機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、相当程度の状況にあること。 ・ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたる世帯の生計を主として維持していること。 ・ 申請月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計(12) + 家賃額(生活保護の住宅扶助限度額が上限)以下であること。 ・ 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産を超過しないものとする。)であること。 ・ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指し、 ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。 ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。 ③原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受けること。 <p>※「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人に乏しい、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けて ・ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。 <p>[補足] 住居を喪失した人で、住宅を借りる際の敷金・礼金等の「初期費用」の「生活福祉資金」の利用が可能。</p>

備 考
【担当課】 福祉保健課
【第11回特別弔慰金受付期間】 令和2年4月1日～令和5年3月31日

容	R元実績	予算額	負担率		備 考
			国	市	
<p>者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必 せんを行う事業。 生労働省令で定める事項を記載した計画の作成 に行われるための援助として厚生労働省令で定</p>	1,234件	41,800千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	
<p>事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所 住する住宅の家賃を支払うことが困難となつた れるものに対し支給する給付金。</p> <p>とに9ヶ月までの範囲内で支給期間を延長する</p> <p>35,000円、3～5人世帯：38,000円、6人世帯：</p> <p>業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居 ている個人の給与その他の業務上の収入を得る 該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同 こと又は申請日の属する月において、その属す 額が、基準額（市民税均等割の非課税限度額の1 の合計額が基準額×6以下（ただし、100万円 した求職活動（以下、①～③）を行うこと。</p> <p>こと。 人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減 にある」に該当する者は②と③は除く。 する離職者等に対する住居の確保を目的とした いないこと。 ないこと。</p> <p>用」の捻出が困難な場合は、社会福祉協議会の</p>	11件	2,000千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	生活福祉課

実施区分	名 称	内
国・市	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）や被 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
	家計改善支援事業	生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家 生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業。
	子どもの健全育成 支援事業	貧困の解消に向けて、相談支援と状況調査を行う事業。

(6) 子どもの学習支援事業

実施区分	内
市	大分市内に住所を有する生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯等に属している中学生を対象 学力を向上するための機会を提供することを目的とし、学習塾にかかる費用を上限1万円の範 囲、対象である中学3年生の夏期・冬期講習については、5,000円の増額助成を行う。

(7) 基 金

実施区分	名 称	内
市	大分市福祉振興基金 (S56.3.31)	高齢化社会に対応し、福祉活動の促進及び福祉施設の整備その他の市民 また、基金の運用から生じる収益の一部を、次に掲げる高齢者等保健福 <ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅福祉等の普及及び向上 (2) 健康及び生きがいづくりの推進 (3) ボランティア活動の育成 (4) その他高齢者等の保健福祉の増進に関する事
	大分市国際児童年 記念事業基金 (S54.12.24)	大分市国際児童年を記念して設置した基金であり、児童の福祉の増進に の収益金及びその他の寄付金を充てたものである。

容	R元実績	予算額	負担率		備考
			国	市	
困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入保護者に対し、一定の期間にわたり、就労に必	29件	15,300千円	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	生活福祉課
計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、	50件	6,600千円	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	
		5,500千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	

容	R元実績	予算額	備考
に子育て世帯の負担軽減と子どもたちに 困内で助成する。	延べ利用者数 7,071人	94,000千円	生活福祉課

容	備考
福祉の増進を目的とし、基金利子と指定された寄附金を積立てる。 祉事業に要する経費に充てることができる。	福祉保健課
資することを目的とし、積立金は「おおいたアドベンチャーフェスティバル」	子育て支援課

(8) 大分市生き生きプラザ潮騒

- イ 所在地 大分市大字佐賀関869-4
電話 575-3456
- 開館時間 月～土曜日
午前9時から午後5時まで
- 休館日 日曜日及び国民の祝日並びに年末年始(12月28日から1月4日)

※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後5時から午後9時までと、日曜・祝日の午前9時から午後5時の間にご利用になれます。

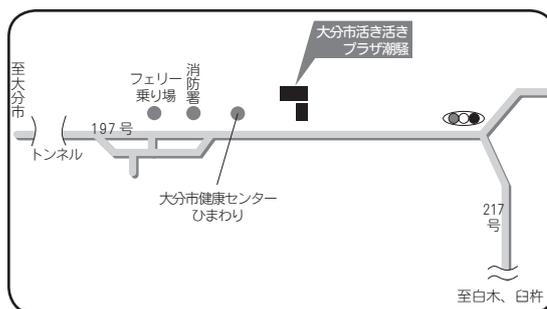
ロ 利用できる人

大分市民

大分市生き生きプラザ潮騒の利用については、施設の使用及び入浴等はすべて無料。

(施設の使用及び入浴には登録が必要です)

所在図・交通の案内



(9) 大分市多世代交流プラザ

- イ 所在地 大分市大字野津原800番地
(大分市野津原市民センター2階)
電話 588-1151
- 開館時間 月～土曜日
午前9時から午後5時まで
- 休館日 日曜日及び国民の祝日並びに年末年始(12月28日から1月4日)

※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後5時から午後9時までと日曜・祝日の午前9時から午後5時の間にご利用になれます。

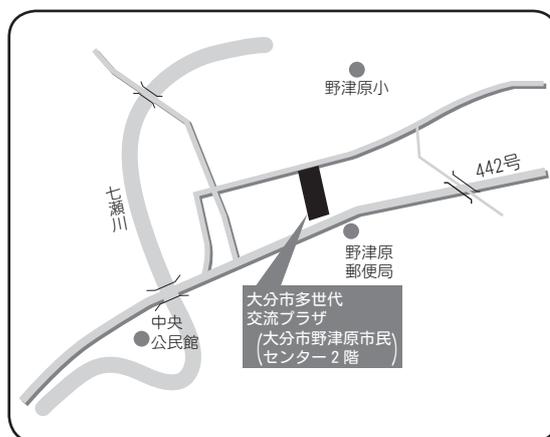
ロ 利用できる人

大分市民

大分市多世代交流プラザの利用については、施設の使用等はすべて無料。

(施設の使用には登録が必要です)

所在図・交通の案内



(10) 大分市丹生温泉施設

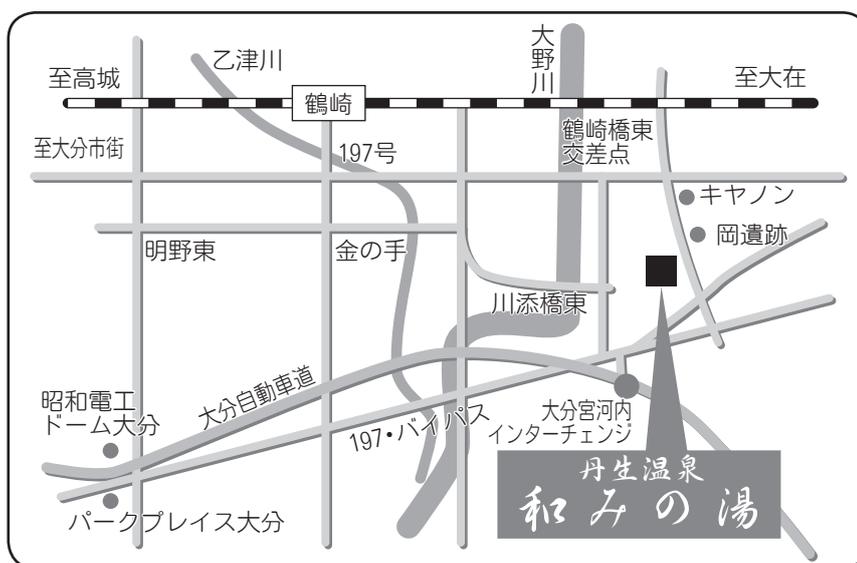
名 称	丹生温泉 “和みの湯”
所 在 地	大分市大字丹生1189番地
電 話	522-1610
開 館 時 間	正午から午後9時まで
休 館 日	毎月第2水曜日

料 金 表

区 分	通常料金 (一人1回)	回数券 (11枚つづり)
12 歳 以 上	310円	3,100円
12 歳 未 満 6 歳 以 上	140円	1,400円
6 歳 未 満	70円	700円

※令和元年10月1日より料金改訂

所 在 図



9 民生委員・児童委員

〈2年度予算額：150,357千円、負担率：市単独（交付税措置有）〉

(1) 民生委員・児童委員とは

民生委員法による「民生委員」は、児童福祉法による「児童委員」も兼ねることとなっています。

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の調査・相談・助言にあたる一方、福祉事務所・児童相談所などの関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された者は、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する民生委員・児童委員に対する援助・協力等を行っています。

イ. 任 期 …………… 3年

令和元年12月1日～令和4年11月30日

ロ. 委 嘱 …………… 市の民生委員推薦会が推薦した者を、市長が市社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、主任児童委員は厚生労働大臣が民生委員・児童委員の中から指名する。

ハ. 定 数 …………… 886名（内、主任児童委員91名）

(2) 民生委員・児童委員の活動状況（令和元年度）

内容別 相談・ 支援 件数 (年間)	在 宅 福 祉	1,686 件
	介 護 保 険	542
	健 康 ・ 保 健 医 療	2,578
	子 育 て ・ 母 子 保 健	1,148
	子 ども の 地 域 生 活	3,024
	子 ども の 教 育 ・ 学 校 生 活	815
	生 活 費	321
	年 金 ・ 保 険	80
	仕 事	92
	家 族 関 係	740
	住 居	376
	生 活 環 境	978
	日 常 的 な 支 援	5,579
	そ の 他	5,978
	計	23,937

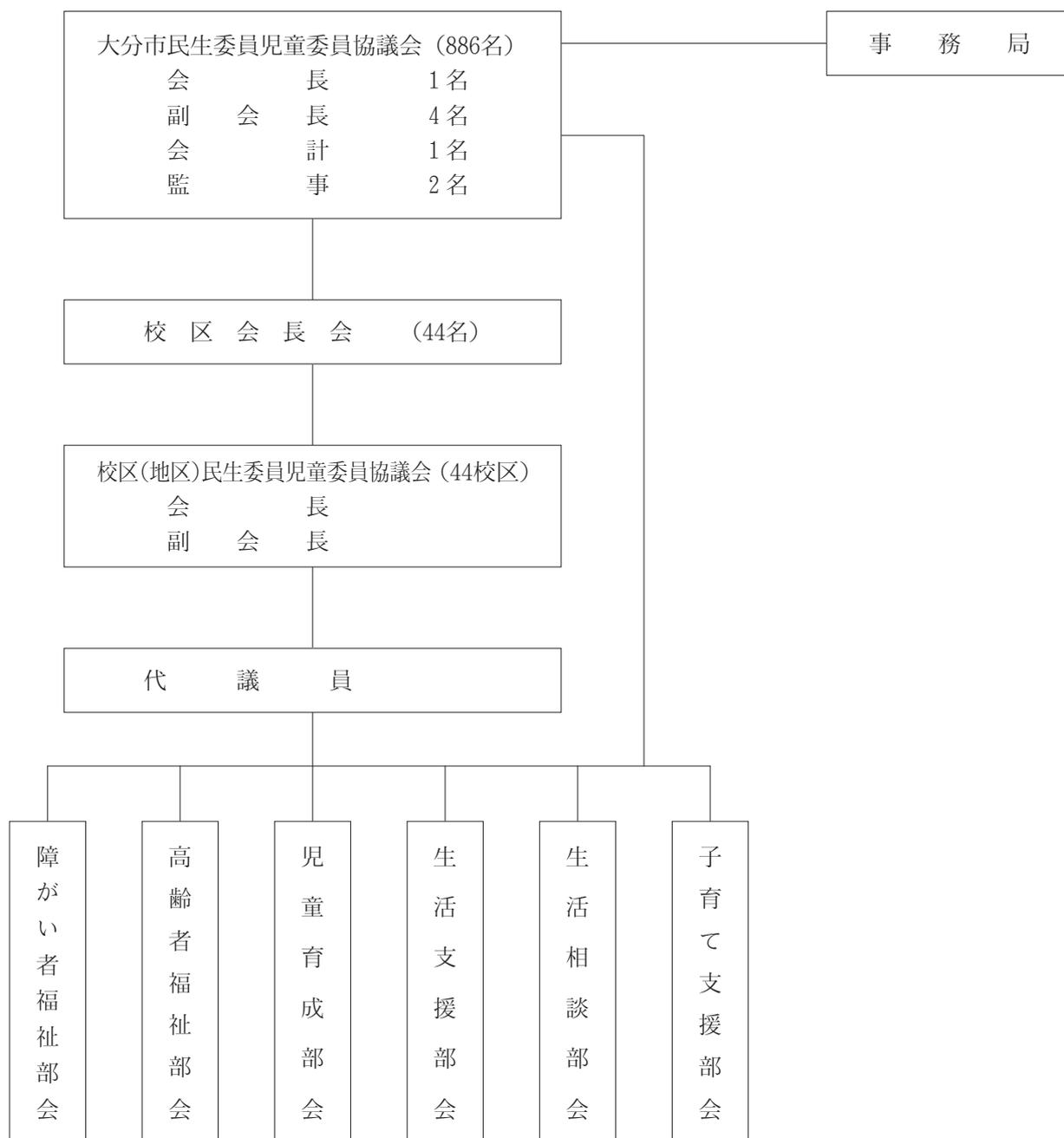
そ の 他 の 活 動 件 数 (年 間)	調 査 ・ 実 態 把 握	13,237 件
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	22,393
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	42,552
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	35,025
	証 明 事 務	2,364
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	235
	訪 問 回 数 (年 間)	229,881 回
	連 絡 調 整 回 数 (年 間)	100,972 回
	活 動 日 数 (年 間)	149,786 回

(3) 大分市民生委員児童委員協議会

大分市内の44校区（地区）民生委員児童委員協議会の連合体で、大分市の民生委員・児童委員活動の強化推進のための各種事業の企画・実施や関係行政機関等との連絡調整を行っています。

<大分市民生委員児童委員協議会>組織図

※令和2年4月1日現在



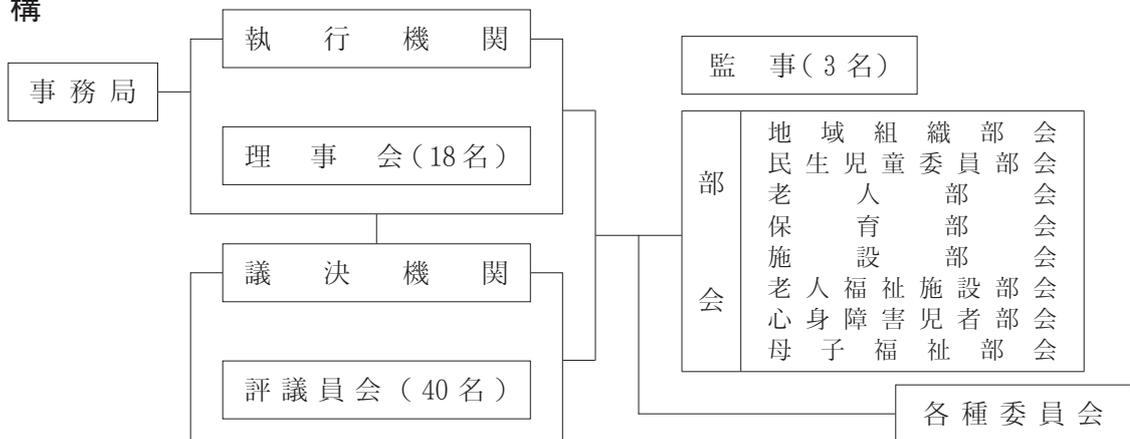
10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会

- 1 設 立 昭和42年3月28日（法人認可）
- 2 所 在 大分市金池南一丁目5番1号 J:COMホルトホール大分内
電話（097）547-8154 F A X（097）547-9559
- 3 目 的 社会福祉法第109条に基づき設置され、大分市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

【事 業】

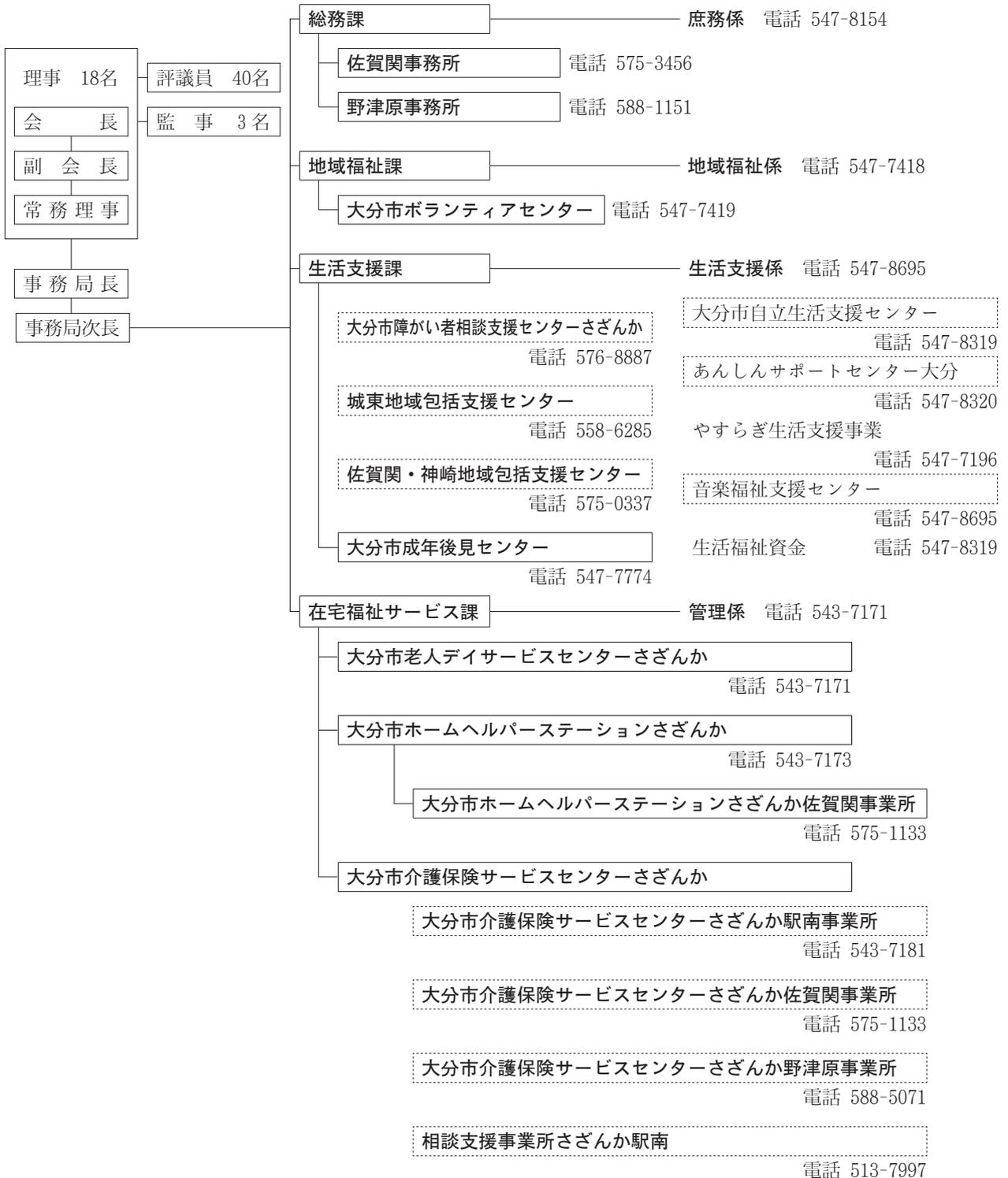
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (8) ボランティア活動の振興
 - (9) 生活福祉資金貸付事業
 - (10) 自立相談支援事業
 - (11) 地域福祉総合相談事業
 - (12) 居宅介護等事業の経営
 - (13) 老人デイサービス事業の経営
 - (14) 地域包括支援センターの受託運営
 - (15) 地域支援事業
 - (16) 生活支援体制整備事業
 - (17) 障害者生活支援事業
 - (18) 障害福祉サービス事業の経営
 - (19) 相談支援事業の経営
 - (20) 移動支援事業の経営
 - (21) 成年後見制度に関する事業
 - (22) 福祉サービス利用援助事業
 - (23) 大分市生き生きプラザ潮騒及び大分市多世代交流プラザの経営
 - (24) 各種相談事業
 - (25) その他本会の目的達成のため必要な事業
- 4 組 織 住民主体、住民参加の原則にたち、地域社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、関係行政機関の代表、学識経験者等で組織されている。

5 機 構



6 機構図・組織図

大分市金池南一丁目5番1号
 J:COMホルトホール大分内
 電話 (097)547-8154
 FAX (097)547-9559



- 指定管理事業 (大分市生き生きプラザ潮騒(佐賀関))
 (大分市多世代交流プラザ(野津原))
- 派遣 (大分市老人クラブ連合会事務局)
 (大分市民生委員児童委員協議会事務局)
 (大分市共同募金委員会事務局)

7 社協の主な事業

(1) 地域福祉活動計画

名 称	内 容
第5次地域福祉活動計画の着実な推進	「支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とした「みんなが主役の支え合いプラン」（第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画）に掲げた事業を実施するなか、計画の進捗状況の把握や推進の方策について総合的に検討し、効果的な地域福祉の推進を図る。

(2) 社協基盤の強化

名 称	内 容
校（地）区社協活動支援	地域住民の様々なニーズを把握して、地域に密着した事業を展開する校（地）区社協の活動に対して支援、助成する。

(3) 地域福祉事業への支援

名 称	内 容
小地域福祉ネットワーク活動事業への支援	活動主体である校（地）区社協と連携を図りながら、地域の中で何らかの支援を必要とする人を対象に、安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域住民の参加・協力により、小地域（概ね自治会）ごとに支援体制をつくる。 ・見守りのしくみづくり ・話し合いのしくみづくり ・助け合いのしくみづくり
高齢者生きがい対策事業への補助	校（地）区社協が中心となって開催する地域性を活かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助する。
地域福祉事業への支援	校（地）区社協が主催する様々な地域福祉事業への支援・助成を行う。

(4) 地域サロン支援事業

名 称	内 容
大分市地域ふれあいサロン事業	介護保険法の規定に基づく地域支援事業として、高齢者を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用してレクリエーション・教養講座及び介護予防メニューを取り入れた活動を行い、社会的孤立感の解消、外出意欲の喚起、健康維持を図り、地域において参加者同士の交流を深め、より快適で元気に生活を送ってもらうことを目的とする事業。また、ボランティア育成を目的に、サロン活動を運営するボランティアを対象として、サロン間の交流及びサロン運営メニューの習得をめざし研修会等を行う。
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者、障がいのある人、子育て中（就学前の乳幼児）の親子等を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用して地域住民がお互いに交流を行うことによって、社会的孤立感の解消、健康維持及び社会参加を図ることにより、住み慣れた地域で生きがいをもって安心していきいきとした生活を行ってもらうことを目的とする事業。

(5) やすらぎ生活支援事業

名 称	内 容
やすらぎ生活支援事業	市内に頼れる身寄りのない方に対し、入院時、施設入所時、また、判断能力低下時などに必要なお手伝いをするこゝで、地域で安心して暮らしていくことができるよう支援する事業。

(6) 日常生活自立支援事業

名 称	内 容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方々が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助、日常生活に必要な手続きの援助、日常的な金銭管理の援助、大切な書類等のお預かりの4つのサービスにより支援する事業。

(7) 大分市成年後見センター事業

名 称	内 容
大分市成年後見センター事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民が成年後見業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行う。

(8) ボランティア事業

名 称	内 容
ボランティアだよりの発行	ボランティア登録者や市民向けに年3回発行し、ボランティア事業の紹介やボランティア情報を発信して、ボランティア活動の促進を図る。
ボランティア相談	「ボランティア活動してみたい」「ボランティアをお願いしたい」などの要望に対するコーディネート、登録や活動保険などの各種相談、問い合わせ。
活動支援	ボランティア登録の促進を図り、登録団体や個人の活動に各種支援をする。 <ul style="list-style-type: none"> 継続的活動の促進のため、団体に活動経費（通信、電話代等）を助成する。 安心して活動するために、ボランティア活動保険、大分市市民活動保険の加入を奨励する。 ボランティア登録をしている団体・個人で組織する協議会の自主的、創造的な活動を支援する。
養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 点訳ボランティア養成講座を実施し、点訳技術を習得したボランティアを養成する。 朗読ボランティア養成講座を実施し、朗読技術を習得したボランティアを養成する。 ボランティア活動が初めての方に、福祉施設等でのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動の振興を図る。
福祉教育支援	小中学校での福祉教育を通して、人を思いやる心や誰もが安心して暮らせる社会を創造する力を育むため、福祉副読本、福祉学習の手引きを作成配布するとともに、福祉学習講座を実施する。
災害時支援活動整備	「大分市地域防災計画」に基づき、大規模災害に備えて災害ボランティアセンターの設置運営及び災害ボランティア活動のための事前整備に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時、円滑に災害ボランティアセンターを設置運営するため、ボランティア団体、NPO、行政及び関係機関とのネットワークの構築を図る。 災害ボランティアの育成を目的に「大分市災害ボランティア養成講座」を開催。 災害ボランティアとの連携を日常的に図るため、災害ボランティアの事前登録を拡充。
車いすの貸出し	市民や企業等から寄付された車いすを、大分市民で歩行困難な自宅療養者に貸し出す。(最長6ヶ月で使用料は無料。ただし、消毒・維持管理費として200円。)

(9) 普及宣伝事業

名 称	内 容
大分市社会福祉大会	社会福祉の向上への関心を高め、実践活動の地域への浸透を図るため、大分市と共催で社会福祉大会を開催する。
おおいた市社協だよりの発行	年2回「おおいた市社協だよりの発行」を全世帯に配布し、事業の紹介や地域の福祉活動など地域住民の福祉ニーズに応える情報を提供する。(点字版、ホームページへの掲載)

(10) 生活福祉資金貸付事業

資 金 種 類	
1 総合支援資金	失業など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること）
生活支援費	生活再建までに必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ただし、原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限るものとする
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
福祉費	日常生活を送るうえで、又は自立するために一時的に必要であると見込まれる費用
	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障がい者用自動車の購入に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	その他、日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること） ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき
3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
就学支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
4 不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金（貸付期間中は、保護は停止となる。）

※ 貸付には、この他いくつかの条件がありますので詳細についてはお問い合わせください。

※ 借入には審査があり、お申し込み者のご希望に添えない場合があります。

貸 付 条 件				
貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則として 3月以内 (最大で12月以内)	6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
40万円以内	—	貸付の日(生活支 援費と合わせて 貸し付けている 場合には、生活支 援費の最終貸付 日)から6月以内		
60万円以内	—			
	—			
	—			
460万円以内	—	貸付の日(分割 による交付の場 合には最終貸付 日)から6月以 内	20年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内			8年以内	
250万円以内	—		7年以内	
170万円以内	—		8年以内	
250万円以内	—		8年以内	
513.6万円以内	—		10年以内	
療養期間が1年を超えないときは170 万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5年以内	
介護サービスを受ける期間が1年を超 えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5年以内	
150万円以内	—		7年以内	
50万円以内	—		3年以内	
50万円以内	—	3年以内		
50万円以内	—	3年以内		
50万円以内	—	3年以内		
10万円以内 ※保証人不要	—	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子
(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 50万円以内		卒業後6月以内	20年以内	無利子
• 土地の評価額の7割程度 月30万円以内 • 居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割)・貸付基本額の範囲 内(生活扶助額の1.5倍以内)	借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期ブラ イムレートのいづれ か低い利率

